調查表4-1 市区町村別集計項目(推進体制等)

北海道 市区町村数 179

															市区町村数	179	
都道	市区	市			事	庁内	問	男女共同	司参画に関する条例				● 調に関する計画 ● 現在で有効なもの	<b>D</b> )			
府	町	区		所	務	連絡	1		 有		無	有					無
県コード	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	州会議の有無	関の有	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	ā†	画期間	]	女性 活躍 推進 法との 関係	現在 の 状況
$\angle$						26	34	19			$\overline{\ \ }$	86					
1	100	札幌市	札幌市市民文化局市民生 活部男女共同参画室男女 共同参画課	1	1	1	1	札幌市男女共同参画推進条例	平成14年10月7日	平成15年1月1日		第4次男女共同参画さっぽろプラン	平成30年4月1日	~	令和5年3月3日	1	
1	202	函館市	市民部市民·男女共同参 画課	1	1	1	1	函館市男女共同参画推進条例	平成17年3月25日	平成17年4月1日		第3次函館市男女共同参画基本計画 は こだて輝きプラン	平成30年4月	~	令和10年3月	1	
1	203	小樽市	男女共同参画課	1	1	1	1				3	第2次小樽市男女共同参画基本計画	平成25年度	~	令和4年度	0	
1	204	旭川市	総合政策部政策調整課	1	2	1	1	旭川市男女平等を実現し男女共同参 画を推進する条例	平成15年3月27日	平成15年4月1日		あさひかわ男女共同参画基本計画-中間 見直し版-	平成28年7月	~	令和3年3月	1	
1	205	室蘭市	生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次室蘭市男女平等参画基本計画	平成26年3月1日	~	令和5年3月31日	0	
1	206	釧路市	市民協働推進課	1	2	1	1	釧路市男女平等参画審議会	平成22年12月15日	平成23年4月1日		くしろ男女平等参画プラン	平成30年4月	~	令和10年3月	1	
1	207	帯広市	市民活動課	1	2	1	1				0	第3次おびひろ男女共同参画プラン	令和2年度	~	令和11年度	1	
1	208	北見市	市民生活課	1	2	1	1	北見市男女共同参画を推進するため の条例	平成18年7月4日	平成18年7月4日		第2次男女共同参画プランきたみ	平成30年4月	~	令和10年3月	1	
1	209	夕張市	総務課	1	2	0	0				0						1
1	210	岩見沢市	市民連携室	1	2	0	0				0	第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン	平成24年4月	~	令和4年3月	0	
1	211	網走市	企画調整課	1	2	1	1				0	第2次網走市男女共同参画プラン	平成24年3月	~	令和3年3月	1	
1	212	留萌市	政策調整課	1	2	1	0				0	留萌市男女共同参画基本計画	平成25年4月	~	令和4年3月	0	
1	213	苫小牧市	総合政策部 協働·男女 平等参画室	1	1	1	1	苫小牧市男女平等参画推進条例	平成18年12月21日	平成19年4月1日		苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)	平成30年	~	令和9年	1	
1	214	稚内市	稚内市まちづくり政策部 地方創生課	1	2	0	1	稚内市男女共同参画推進条例	平成20年3月21日	平成20年4月1日		第3次稚内市男女共同参画行動計画	平成31年4月1日	~	令和6年3月31日	1	
1	215	美唄市	企画広報課	1	2	1	0	美唄市男女共同参画条例	平成21年12月18日	平成22年4月1日		美唄市男女共同参画計画(第3次)	平成30年4月1日	~	令和9年3月31日	1	
1	216	芦別市	芦別市教育委員会生涯学 習課社会教育係	2	2	0	1				0	第2次芦別市男女共同参画推進計画	令和2年	~	令和11年	1	
1	217	江別市	生活環境部市民生活課	1	2	1	1	江別市男女共同参画を推進するため の条例	平成21年3月30日	平成21年4月1日		江別市男女共同参画基本計画中間見直 し版	平成31年度	~	令和5年度	1	
1	218	赤平市	赤平市教育委員会 社会 教育課 社会教育係	2	2	0	0				2						1
1	219	紋別市	市民生活部市民協働課市 民協働係	1	2	0	0				0	第2次紋別市男女共同参画プラン	平成27年度	~	令和6年度	1	
1	220	士別市	総務部企画課振興係	1	2	0	1	士別市男女共同参画推進条例	平成23年4月1日	平成23年4月1日		第3期士別市男女共同参画行動計画	平成30年4月1日	~	令和8年3月31日	1	
1	221	名寄市	総務部企画課	1	2	1	1	名寄市男女共同参画推進条例	平成27年12月1日	平成28年4月1日		第2次名寄市男女共同参画推進計画	平成29年4月1日	~	令和5年3月31日	1	
1	222	三笠市	三笠市教育委員会 社会 教育課	2	2	0	0				0						0
1	223	根室市	総合政策室	1	2	1	0				0	根室市男女共同参画基本計画	平成27年3月	~	令和6年3月	1	
1	224	千歳市	市民協働推進課	1	1	1	1				0	第3次ちとせ男女共同参画推進プラン	平成29年4月	~	令和9年3月	1	
1	225	滝川市	市民生活部くらし支援課	1	2	0	1				0	滝川市男女共同参画推進計画	平成30年4月	~	令和5年	0	
		砂川市	教育委員会社会教育課社 会教育係	2	2	0	0				0						0
1	227	歌志内市	総務課	1	2	0	0				0						0
•				_	_	-	-				-					•	

都道	市 区	市			事	庁内	問問	男女共	同参画に関する条例				き画に関する計画 日現在で有効なもの	<b>)</b> )			
府	町	区		所	務	連絡	機		有		無	有					無
⊐ : 	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	会議の有無	関の有	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	āt	画期間	I	女性 括選進 法との 関係	現在 の 状況
1 2	28	深川市	企画財政課	1	2	1	1				0	深川市男女共同参画計画(第2次計画見 直し版)	平成30年度	~	令和4年度	1	
1 2	29 ï	富良野市	市民生活部市民協働課	1	2	0	1				3	第2次富良野市男女共同参画推進計画	平成31年度	~	令和10年度	1	
1 2	30		市民生活部市民サービス グループ	1	1	1	1				0	登別市男女共同参画基本計画(第2次)	平成25年4月	~	平成35年(令 和5年)3月	0	
1 2	31	恵庭市	恵庭市総務部総務課	1	2	1	1	恵庭市の男女が平等に暮らすために 共に歩む条例	平成15年7月2日	平成15年7月2日		第2次恵庭市男女共同参画基本計画	平成28年4月1日	~	令和8年3月31日	1	
1 2	33	伊達市	企画課	1	2	1	1				0	第2次伊達市男女共同参画基本計画	平成24年4月1日	~	令和3年3月31日	0	
	_		市民参加・住宅施策課	1	_	0					0	第2次きたひろしま男女共同参画プラン	平成23年度	~	令和2年度	0	
-		石狩市	広聴·市民生活課	1	2	1					0	第3次石狩市男女共同参画計画	平成28年4月1日	~	令和3年3月31日		
1 2	36 ;		市民部市民課	1	2	0	1	北斗市男女共同参画推進条例	平成18年2月1日	平成18年2月1日	_	北斗市男女共同参画基本計画	平成28年3月	~	令和3年3月31日	0	
		<b>当</b> 別則	当別町住民環境部環境生 活課	1	2	0					2						1
-	_		教育委員会	2	2	1	0					新篠津村男女共同参画計画	H27.4.1	~	R3.3.31	1	
-	_	松前町	総務課	1	2	0	_				0						0
	_	福島町	総務課	1	2	0					0						0
-	_	知内町	総務課	1	2	0	_				0						0
		木古内町 七飯町	町民課 七飯町総務部政策推進課	1	2	0		上 七飯町男女平等参画推進条例	平成21年12月21日	平成21年12月21日	U	<b>第0次上</b> 經町田 左亚第 <b>条</b> 兩其士弘兩	2016	~	2025	1	U
-	_		工	1	2	0	_	七郎可另女平寺参画推進宋例	十成21年12月21日	十成21年12月21日	0	第2次七飯町男女平等参画基本計画 (第5次鹿部町総合計画)	2013	~	2023	0	
	_		社会教育課	2	2	0					0		2013	~	2027	0	
		八雲町	社会教育課	2	2	0						第2次採町総合研先派祭司画/第2次八雲町男女共同参画プラン	H27.4	~	R7.3	0	
-	_		保健福祉課	1	2	0	_				0	31-00八五百万八八円シロンフン	1127.1		117.0		1
-	-	江差町	総務課	1	2	0					0	江差町男女共同参画基本計画	平成29年5月	~	令和4年3月	1	
	-	上ノ国町	住民課住民環境グループ	1	2	0	_				_	上ノ国町男女共同参画基本計画	平成29年4月	~	令和4年3月	1	
1 3	63 J	厚沢部町	総務政策課	1	2	0	0				0	厚沢部町男女共同参画基本計画	平成28年度	~	令和2年度	1	
1 3	64	乙部町	総務課	1	2	0	0				0	乙部町男女共同参画基本計画	平成27年11月	~	令和2年10月	1	
1 3	67 <u>!</u>	奥尻町	地域政策課	1	2	0	0				0	奥尻町男女平等共同参画基本計画	平成29年度	~	令和2年度	0	
1 3	70		今金町役場まちづくり推 進課	1	2	0	0				0	今金町男女共同参画基本計画	平成28年4月1日	~	令和2年3月31日	0	
1 3	71 -	せたな町	総務課	1	2	0	0				0	せたな町男女共同参画基本計画	H29.4月	~	R4.3月	1	
	_	島牧村	総務課	1	_	0			-		2						0
	_		企画課	1	2	0					0						0
	_		総務課	1	_	0					0						0
-	_		総務課	1	2	0					2						0
	_	ニセコ町	企画環境課自治創生係	1	_	0					3						0
	_		総務企画課	1	_	0	_				0						0
			住民福祉課 総務課企画係	1	2	0	_			-	0						0
			企画振興課	1	2	0					0						0
	1		総務課総務係	1	2	0		男女が平等に参加する倶知安のまちを つくる条例	平成17年3月29日	平成17年4月1日		男女が平等に参画する倶知安のまちをつ くる推進プラン	平成30年4月1日	~	令和10年3月31日	1	U
1 4	01	共和町	総務課総務係	1	2	0	0	- (UAI)			n	(第8次共和町総合計画)	令和元年	~	令和9年	1	
			経営企画部総務課	1	_	0					3	(おり久大学) 参口引門/	1141764		1111111	<del>- '-</del>	0
<u> </u>	_	泊村	総務課	1		0	_				0						0
			総務課	1	2	0					0						0

都道		市			事	ŗ	ナ iii	<b>■</b> # #	同参画に関する条例				参画に関する計画 日現在で有効なもの	<b>D</b> )			
府		区		所	務	ì	車   が		 有		無						無
⊐	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	1 1	は会議の有無	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計	画期間	l	女性 活進進 法関係	現在 の 状況
1 4	405	積丹町	総務課	1	2	_	0 (				3						0
1 4	406	古平町	町民課町民生活係	1	2		0 (				0						0
1 4	407	仁木町	総務課	1	2		0 (				0	(第5期仁木町総合計画)	平成23年度	~	令和2年度	0	
1 4	_	余市町	総務部 総務課 総務係	1	2	_	0 .	ホルリカスストリッロ in にたべい	平成19年2月21日	平成19年4月1日		余市町男女共同参画計画(改訂版)	平成29年	~	おおむね10年間	1	
1 4	409	赤井川村	総務課	1	2	Ŀ	0 (				0	(第4期赤井川村総合計画)	平成28年	~	令和7年	0	
1 4	423		まちづくり課 企画情報グ ループ	1	2		0 (				0						0
1 4	424	奈井江町	企画財政課	1	2	-	0 (				0						0
1 4		上砂川町	上砂川町教育委員会	2	2	_	0 (				0						0
1 4		由仁町	総務課	1	1	_	0 (				0						0
1 4	428	長沼町	総務財政課	1	2	L	0 (				0						0
		栗山町	栗山町教育委員会社会教 育課社会教育グループ	2	2		0 (				0						0
		月形町	企画振興課	1	2		0 (				0	(月形町第4次総合振興計画)	平成27年4月1日	~	令和7年3月31日	1	
1 4	_	浦臼町	総務課庶務係	1	2	_	0 (				_	(第4次浦臼町総合振興計画)	平成27年度	~	令和6年度	0	
			総務課	1		_	0 (				0						0
		妹背牛町	総務課総務グループ	1			0 (				0						0
		秩父別町	総務課	1		_	0 (				0						0
		雨竜町	総務課 総務担当	1		_	0 (				2	/ II. # III- # A - 1 - 1 - 1	A 10 = 6		A T-10 F	_	1
		北竜町	企画振興課	1	_	_	0 (				_	(北竜町総合計画)	令和元年	~	令和10年	0	
		沼田町 鷹栖町	総務財政課 総務企画課	1	_	_	0 (				0						0
1 4		東神楽町	転務正画誌 まちづくり推進課	1	_	_	0 (					東神楽町男女共同参画計画	平成29年4月1日	~	令和7年3月31日	1	U
		当麻町	まちづくり推進課	1	_	_	0 (				0	宋仲未明为女共问梦画前画	十八人23千4月1日		<b>节和/43月31日</b>	-	0
			総務企画課まちづくり推 進室	1	2	T	0 (	1			0						0
1 4	156	愛別町	総務企画課	1	2	+	0 (				0						0
1 4		上川町	総務企画課	1	_	_	0 (					(第10次上川町総合計画)	平成30年	~	令和9年	0	
1 4			企画総務課総務室	1	-	_	0 (				0		1 770 1		15 18 5 1		0
1 4	459	美瑛町	総務課	1	2	T	0 (				0						0
1 4	460	上富良野町	町民生活課	1	2		0 (				0	(第6次上富良野町総合計画)	平成31年	~	令和10年	1	
1 4	461	中富良野町	総務課	1	2		0 (				0						0
1 4	_		企画課企画振興係	1		_	0 (				0						0
1 4			総務課	1		_	0 (				0						0
		和寒町	総務課	1		_	0 (				0						0
1 4		剣淵町	総務課	1	-	_	0 (					(第5期剣淵町総合計画)	平成23年度	~	令和2年度	0	
1 4		下川町	政策推進課	1		_	0 (		-		0	( ble - st- at ymm- (s) A = 1 s			A 7		0
1 4	_	美深町	教育委員会	2			0 (		1		_	(第5次美深町総合計画)	平成23年	~	令和2年	0	
1 4		1	総務課総務財政室	1		_	0 (				0						0
1 4	_	中川町	総務課総務町政室	1	+-	_	0 (		+		0						0
1 4	_	幌加内町 増毛町	総務課庶務係 企画財政課企画係	1	-	_	0 (		+			增毛町男女共同参画計画 増毛町男女共同参画計画	平成29年3月	~	令和8年3月	1	U
1 4		理毛町 小平町	企画財政謀企画係 総務課	1	_	_	0 (		1		_	增毛町男女共同参画計画 小平町男女共同参画計画	平成29年3月	~	令和3年3月31日	0	
1 4			住民生活課	1	_	_	0 (					小平可男女共同参画計画 苫前町男女共同参画基本計画	令和2年度	~	令和6年度	1	
1 4			地域振興課	1	-	_	0 (		<del> </del>		0	ロッドカススドッピを半引出	1744年及		17110十尺	'	0
	_	初山別村	総務課	1	2	_	0 (				0						0
1.1.	.00	MEMMITI	いいつグログ			-	- I (		1	1	U		1			1	J

	市区	市			事	庁内は	諮問	男女共	同参画に関する条例				*画に関する計画 日現在で有効なもの	<b>D</b> )			
	町	区		所	務	連絡	機		有		無						無
⊐ : I	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	会議の有無	関の有無	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	<del>1</del>	画期間		女性 活進進 法との 係	現在 の 状況
1 4	86	遠別町	教育委員会 社会教育係	2	2	0	0				0						0
1 4	87	天塩町	住民課	1	2	0	0				0	(第7期天塩町総合振興計画)	令和元年度	~	令和10年度	0	
1 5	11	猿払村	企画政策課	1	2	0	0				0	猿払村男女共同参画基本計画	平成29年3月	~	令和3年3月	1	
1 5	12	浜頓別町	住民課	1	2	0	0				0	(第6次浜頓別町まちづくり総合計画)	平成31年	~	令和10年	0	
1 5	13	中頓別町	総務課総務グループ	1	1	0	0				0						0
1 5	14	枝幸町	総務課総務グループ	1	1	0	0				0	(第2次枝幸町まちづくり計画)	平成28年度	~	令和7年度	0	
1 5	16	豊富町	地域振興室	1	2	0	0				0						0
1 5	17	礼文町	総務課	1	2	0	0				0						0
1 5	18	利尻町	総務課	1	2	0	0				0						0
1 5	19	利尻富士町	総務課	1	2	0	0				0						0
1 5	20	幌延町	住民生活課	1	2	0	0				0						1
1 5		羊桐町	総務部まちづくりグループ 住民活動担当	1	2	1	0				0	びほろ男女共同参画プラン(第4次)	平成31年4月	~	令和9年3月	1	
1 5	44	津別町	住民企画課住民環境係	1	2	0	0				0						0
1 5	45	斜里町	総務部企画総務課	1	2	0	0				0						0
1 5	46	清里町	総務課	1	2	0	0				0						0
	_	小清水町	総務課総務係	1	2	0	0				0	(第6次小清水町総合計画)	令和2年	~	令和11年	0	
		訓子府町	総務課	1	2	0					_	(第6次訓子府町総合計画)	平成29年	~	令和8年	0	
		置戸町	企画財政課	1	2	0	0				0	CASE - NAME OF THE PARTY OF THE	, , , ,				0
1 5	_	<u>一.</u> 佐呂間町	総務課 総務係	1	2	0	0				0						0
1 5	_	遠軽町	民生部住民生活課	1	2	0	0				0						0
		<u> </u>	総務課 総務グループ	1	2	0	0				0						0
			まちづくり推進課 まちづくり推進係	1	2	0	0				0						0
1 5	61	興部町	総務課 総務厚生係	1	2	0	0				0						1
	_		企画総務課	1	2	0	0				0						0
	_	雄武町	総務課	1	2	0	0				0						0
1 5	_	大空町	総務課	1	2	0	0				0						0
1 5		豊浦町	総務課	1	2	0	0				2						1
1 5	_	上警町 七警町	総務課	1	2	0	0				0						0
1 5	_	白老町	生活環境課	1	2	0	1				0						1
1 5	81	厚真町	総務課総務人事グループ	1	2	0	0				0						1
1 5	84	洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会 社 会教育課	2	2	0	0				0						1
1 5	85		安平町地域推進課地域推 進グループ	1	2	1	1				0	第2次安平町男女共同参画基本計画	令和元年6月	~	令和6年3月	1	
1 5	86	むかわ町	総務企画課	1	2	0	0				2	(むかわ町まちづくり計画)	平成23年	~	令和2年	0	
			社会教育課	2	2	0						(第2次日高町総合振興計画)	平成30年	~	令和9年	0	
		平取町	まちづくり課	1	2	0					_	(第6次平取町総合計画)	平成28年度	~	令和7年度	0	
		新冠町	総務課	1	2	0	_				0						0
	_	浦河町	企画課	1	2	0					0						0
1 6	_	様似町	企画調整課	1	2	0	1	様似町男女共同参画条例	平成12年12月18日	平成12年12月18日	İ	第2次樣似町男女共同参画基本計画	平成23年	~	平成32年	0	
		えりも町	企画課振興係	1		0					0						0
1 6	10	新ひだか町	企画課	1	2	0	0				0						0
			企画財政部企画課企画調								1	**************************************	TF 07 7 1 5		A102525	_	
1 6	31	音更町	整係	1	2	0	0				0	おとふけ男女共同参画プラン	平成27年4月	~	令和7年3月	0	

都道	市区	市			事	庁内		男女共	司参画に関する条例				:画に関する計画 3現在で有効なもの	))			
府	町	区		所	務	連絡	機		有		無	有					無
	村コー	町 村	担当課(室)名	属	所	会議の	関のす	条例名称	公布日	施行日	現在の	計画名称	計	画期間	l	女性 活躍 推進	現在の
۲	ド	名			掌	有無					状況					法との 関係	状況
1 (	632	士幌町	総務企画課	1	2	1	1	士幌町男女共同参画推進条例	平成17年3月18日	平成17年4月1日		第3期士幌町男女共同参画基本計画	平成28年4月	~	令和3年3月	1	
1 6	633	上士幌町	企画財政課	1	2	0	0				0	(第5期上士幌町総合計画)	平成24年4月1日	~	令和4年3月31日	1	
1 6	634	鹿追町	企画財政課	1	2	0	0				0	(第7期鹿追町総合計画)	令和2年度	~	令和9年度	0	
1 6	635	新得町	町民課	1	2	0	0				0	(第8期総合計画)	平成28年度	~	令和7年度	0	
1 6	636	清水町	企画課	1	2	0	0				0						0
1 6	637	芽室町	企画財政課企画調整係	1	2	0	1	芽室町男女共同参画推進条例	平成16年3月3日	平成16年4月1日		第3期芽室町男女共同参画基本計画	令和元年4月	~	令和8年3月	1	
1 6	638	中札内村	総務課企画財政グループ	1	2	0	1				0	第2次中札内村男女共同参画推進計画	平成28年4月	~	令和3年3月	1	
1 6	639	更別村	総務課	1	2	0	0				0						0
1 6	641	大樹町	大樹町役場総務課	1	2	0	0				0						0
1 6	642	広尾町	企画課企画防災係	1	2	0	0				0						0
1 6	643	幕別町	住民生活課	1	2	0	0				0						0
1 6	644	池田町	教育課 社会教育係	2	2	0	0				0						0
1 6	645	豊頃町	総務課	1	2	0	0				0						1
1 6	646	本別町	企画振興課	1	2	0	0				0	(第6次本別町総合計画)	平成23年	~	令和2年	0	
1 6	647	足寄町	総務課企画財政室	1	2	0	0				0	(足寄町第6次総合計画)	平成27年	~	令和6年	0	
1 6	648	陸別町	総務課	1	1	0	0				0	(第6期陸別町総合計画)	令和2年	~	令和11年		
1 6	649	浦幌町	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	浦幌町男女共同参画基本計画	平成30年3月	~	令和9年2月	1	
1 6	661	釧路町	釧路町教育委員会教育部 社会教育課社会教育係	2	2	0	0				0						0
1 6	662	厚岸町	厚岸町教育委員会生涯学 習課	2	2	0	0				2	(第6期厚岸町総合計画)	2020	~	2029	1	
1 6	663	浜中町	浜中町役場総務課総務係	1	2	0	0				0						0
1 6	664	標茶町	企画財政課	1	2	0	0				0	(標茶町第4期総合計画)	平成23年度	~	令和2年度	0	
1 6	665	弟子屈町	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	弟子屈町男女共同参画計画	平成29年度	~	令和3年度	1	
1 6	667	鶴居村	総務課	1	2	0	0				0	(第5次鶴居村総合計画)	平成30年	~	令和9年	0	
1 6	668	白糠町	企画総務部総務課総務係	1	2	0	0				0				·		0
1 (	691	別海町	福祉部町民課	1	2	0	0				0						0
			企画課	1	2	0	0				0	(第6期中標津町総合発展計画 後期基本計画)	平成28年度	~	令和2年度	0	
1 6	693	標津町	企画政策課	1	2	0	0				2						1
1 6	694	羅臼町	企画振興課	1	2	0	0				2						1

<選択肢回答>

所属 庁内連絡会議

 1 首長部局
 1 有

 2 教育委員会
 0 無

事務所掌諮問機関1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない 0 無

## 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 令和3年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和3年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

## 男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

## 現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(令	和2年4月1日現在	で開設済の施設)							—	$\neg$
道		区								施	訳		管理·j	運営主	 :体	$\exists$
府						F	 听在地等			形		施記	设管理		業運営	堂
県		町											指			
コー	□ 	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直営	定管理者	直営	指定管理者	その
ド	ド	名											者		者	他
			8							2	6	2	6 0			0
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター		060-0808	札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内	011-728-1222	011-728-1229	http://www.danjyo.sl-plaza.jp/		0		0		0	
1	202	函館市	函館市女性センター		040-0042	函館市東川町11番12号	0138-23-4188	0138-23-4189	http://www.hakodate- josen.com/		0		0		0	
1	203	小樽市														
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール		070-0035	旭川市5条通4丁目	0166-23-5577	0166-36-7610	https://www.asahikawa- dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaoutli ne.html		0		0	0		
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	ミンクール	050-0083	北海道室蘭市東町4丁目29番1号	0143-44-8184	0143-44-8191	http://www.kujiran.net/danjo/	0			0	0	0	
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	ふらっと	085-0016	釧路市錦町2丁目4番地フィッシャーマンズワー フ内	0154-65-1034	0154-65-1356	https://furatto946.jimdofree.com/		0		0		0	
		帯広市														
1		北見市											$\perp$	$\perp$	$\perp \downarrow$	_
1		夕張市													$\perp \downarrow$	_
		岩見沢市												!	$\perp \perp$	_
		網走市												!	$\perp \perp$	_
1	212	留萌市												!	$\perp \perp$	_
		苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進セン ター		053-0021	北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号	0144-32-3544	0144-37-2223	http://www.tomakomai- shakyo.or.jp		0		0		0	
		稚内市												!	$\perp \perp$	_
1		美唄市											_	!	$\vdash$	4
1		芦別市											_	+		4
		江別市											+	$+\!\!-\!\!\!-$	$\dashv$	$\dashv$
		赤平市 紋別市											+	+	$\dashv$	-
<u> </u>		社別市 士別市											+	+	+	$\dashv$
+		名寄市											+	+	$\dashv$	$\dashv$
		三笠市											+	+	-+	$\dashv$
		根室市											+	+	-	$\dashv$
1		千歳市											+	+-	$\Box$	┪
1		滝川市												$\top$		丁
		砂川市														7
1		歌志内市														٦
1	228	深川市														

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(令:	和2年4月1日現在	で開設済の施設)							
道	区	区								施	設		管理	運営:	 主体
府	町					月	f在地等			形	態	施	设管理	事	業運営
県	村	町											指		指
□  -	П —	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直営	指定管理者	を直営	指定管理者
ド	ド	名											者	_	者
		富良野市													+
1	230	登別市								-					+
1	231	恵庭市								-					+
		伊達市								-					+-+
<u> </u>		北広島市 石狩市								╁				-	++
1		北斗市								1					++
1	303	当別町								┢					+-+
	304	新篠津村								╁			-	-	++
1	331	松前町								t					++
1	332	福島町											-		+++
1	333	知内町								l					+ +
1	334	木古内町													
1		七飯町													
1		鹿部町													1
1	345	森町													
1	346	八雲町													
1	347	長万部町													
1	361	江差町													
1	362	上ノ国町													
1															
1															
1	370	今金町													$\perp \perp \downarrow$
1	371	せたな町													$\bot \bot$
										1			_	_	+
		寿都町			ļ					₽		$\sqcup$			++
1	393	黒松内町								₽					++
1		蘭越町			ļ					₽		$\vdash \vdash$		-	+
$\perp$		ニセコ町								1				_	+
		真狩村			1					╀		$\vdash$		-	++
1	39/	留寿都村			1					╀		$\vdash$		-	++
1	398	喜茂別町			+					╀				-	++
1	399	京極町 倶知安町								1				-	++
+		供知安町 共和町			<del> </del>					╂		$\vdash$		-	++
1										╂			-+	-	++
H					<del>                                     </del>					╂	$\vdash$	H		-	++
	403	泊村						]							

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(令	和2年4月1日現在	で開設済の施設)								٦
道	区	区								施	訳		管理•	運営主	 主体	┪
府						Ē	 近在地等			形	態		设管理		業運営	: 1
県	村	町														
П 	П —	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	: ) h
ド	ド	名											者 "	_	者 "	_
1		神恵内村													$\perp \perp$	_
1		積丹町													₩	4
1	406	古平町													++	4
1		仁木町													+	_
1				M++						_		_	_	_	++	4
1	409		高齢者・女性等活動支援センター	健康支援センター	046-0501	北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2	0135-34-6211	0135-34-6644		0		0		0	+	_
H		南幌町			-								-	-	++	4
1	424 425	奈井江町 上砂川町			-								-	-	++	4
<u> </u>													+	+	++	$\dashv$
H		田1二町 長沼町											-	+	++	4
H		栗山町													++	+
H		<sub>未山町</sub> 月形町													++	$\dashv$
+		浦臼町											-	-	++	$\dashv$
<u> </u>		新十津川町											-+	-	++	-
H		妹背牛町			<del>                                     </del>								+		++	┨
<u> </u>		秩父別町													++	$\dashv$
1		雨竜町											_		++	┪
1													-		++	┨
1		沼田町													++	٦
1															++	٦
1													1			┪
1		当麻町														٦
1		比布町														٦
1																٦
1	457	上川町														]
1		東川町														
1		美瑛町														
1	460															
1		中富良野町														
1		南富良野町													$oxed{\Box}$	
1															$\sqcup \bot$	
1		和寒町													$\perp \perp$	
1	465	剣淵町													$\perp \perp$	
1	468	下川町													$\perp \perp$	
1			美深町文化会館COM100	COM100	098-2252	北海道中川郡美深町字西町22番地	01656-2-1744	01656-2-3672	http://www.town.bifuka.hokkai do.jp		0	0		0		
1	470	音威子府村													$\perp \Gamma$	

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(令	和2年4月1日現在	で開設済の施設)								$\neg$
道 府	区	区								施	設		管理•	運営	主体	$\exists$
府	町					克	f在地等			形	態	施	设管理	事	業運営	堂
県	村	町											指		指	7
県 コ ー		村	名称	愛称·通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その価
۴	ド	名											者	5	者	IIE
		中川町													$\sqcup$	
1	472	幌加内町													$\sqcup \sqcup$	
1	481	増毛町													$\sqcup$	
1		小平町													$\sqcup$	
1		苫前町													$\sqcup$	
1	484	羽幌町													$\sqcup$	
1	485	初山別村													$\sqcup$	
1		遠別町													$\sqcup$	
1		天塩町								<u> </u>					$\sqcup$	
		猿払村								<u> </u>					$\sqcup$	_
1	512	浜頓別町								-				-	+	_
1	513	中頓別町								<u> </u>					$\sqcup$	
		枝幸町								-				-	+	_
		豊富町								-				-	+	_
1	51/	礼文町								-				-	+	_
		利尻町								-				-	+	_
		利尻富士町								-					+	_
		幌延町								-					+	_
1	543	美幌町 津別町								-					+	_
	544	<sup>洋別町</sup> 斜里町								-					+	$\dashv$
	545	科里町 清里町								-					+	$\dashv$
		小清水町		+						1					++	_
1	540	訓子府町		+						1					++	_
1	550	訓于府町 置戸町								Ͱ		$\vdash$	-		+	ᅴ
		佐呂間町								┢		$\vdash$	+	+	++	-1
		遠軽町			+					1	$\vdash$	$\vdash$	-+	-	++	$\dashv$
+	550	<sup>速</sup> 程 町 湧別町			+					1	$\vdash$	$\vdash$	-+	-	++	$\dashv$
1	560	<b>海川町</b> 滝上町			+					1	$\vdash$	$\vdash$	-+	-	++	$\dashv$
+	561	興部町								H			+		+	$\dashv$
		西興部村								1			+	+	+	$\dashv$
+	563	雄武町								$\vdash$		$\vdash$			+	ㅓ
		大空町								$\vdash$		$\vdash$			+	ㅓ
	571	豊浦町								╁	H				++	$\dashv$
		<b>生幣町</b>								$\vdash$		$\vdash$			+	-
1	578	白老町								t		$\vdash$	+	+	++	$\dashv$
		厚真町								t		$\vdash$	+	+	++	$\dashv$
		洞爺湖町								╁	H				++	$\dashv$
	504	시키 회장/마카비]								1					1	T

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(令)	和2年4月1日現在	で開設済の施設)								٦
道	区	区								旃	設		管理•	運営	 主体	
府	町					月	f在地等			形	態		设管理		業運営	
県	村	町													指	
□ 	П	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	た り 由
ド	ド	名											者 "		者 "	_
		安平町												4	$\perp \perp$	
	586	むかわ町											_	4	<b>_</b>	
1	601	日高町								-				$\bot$	$\bot$	
1	602	平取町								-				$\bot$	$\bot$	
1		新冠町												-	+	
		浦河町												—	+-+	
1	608	様似町								-				+	++	_
		えりも町 新ひだか町								1			_	+	++	4
$\perp$	610	新ひたか町								-				+	++	
1	631	音更町								-				+	++	
1	632	士幌町 上士幌町												-	+-+	-
<u> </u>	033	上工帳可 鹿追町												-	+-+	
H	635	新得町								-				+	++	
		新侍叫 清水町												-	+-+	
		海水町 芽室町												-	+-+	
<u> </u>	637	牙至町 中札内村												-	+-+	
+	630	更別村								1				+	++	
<u> </u>	641	大樹町								1				+	++	
+	642	広尾町								1				+	++	
<u> </u>	642	幕別町												+	++	
H	644	池田町								1				+	+-+	
		豊頃町								1			+	+	++	
H	646	本別町								1			+	+	++	
<u> </u>	647	足寄町			+					1			-	+	++	-
		陸別町								1				+	++	1
		浦幌町			1					1			-	+	++	1
<u> </u>	661	釧路町								1			-	+	++	-
$\frac{\cdot}{1}$		厚岸町								1			_	+	++	7
		浜中町								1			_	+	++	1
		標茶町								1			_	+	++	1
		弟子屈町								t				+		1
$\frac{1}{1}$		鶴居村								1			_	+	+	1
		白糠町								t				+		
1	691	別海町								t				+		
		中標津町								t				+		
1	693	標津町								1			_	+		1
		羅臼町								1				+		1

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男女共同	参画・女性の	t= &.	o の #	総合的な	施言	设	(令 7	和 2	年	4 F	1	日:	現在	E で開設済の施設)
道	区	区			職員数	故(人)								主		な	事業
府	町	<u> </u>															
県	村	町	名 称	設立年月日	常	非	予算額	広	=#±	相	. 情	苦情	交流促進	企業・NPO	国際	調査	
	Π.	村	н т	W-1771	勤	常勤	(千円)	報啓発	講座	談事	• 提供集	処理	促	の・ 連 N	<sup>际</sup> 交流	研	その他
						主儿		発		業	「 集	理	進	伤 0	流	究	
ド	ド	名															
			8					6	6	4	6	0	5	1	1	0	
1			札幌市男女共同参画センター	平成15年9月1日	14	9	26,339	0	0	0	0		0	0	0		
1			函館市女性センター	昭和47年4月22日	7	1	2,796	0	0	0	0		0				託児の実施□
1	203	小樽市															
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール	昭和63年11月1日	13	21	106,022		0				0				施設及び設備の維持管理,施設利用申請受理 等(男女共同参画推進事業に関する受付等)
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	昭和56年5月1日	0	3	12,025	0	0		0						
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	平成27年9月24日	5	0	18,399	0	0	0	0		0				図書貸出
1	207	帯広市															
1		北見市															
1		夕張市															
1		岩見沢市															
1	211	網走市															
1	212	留萌市															
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進セン ター	平成6年10月23日	4	2	23,832	0	0	0	0						
1		稚内市															
1		美唄市															
1		芦別市															
1		江別市															
1		赤平市															
1		紋別市															
1		士別市															
1		名寄市															
1		三笠市															
1		根室市															
1		千歳市															
1		滝川市															
1		砂川市															
1		歌志内市															
1		深川市															
1	229	富良野市															

都	市	市	男女共同	参画・女性の	ため	の #	総合的な	施言	殳 (	(令 ;	和 2	年	4 月	1	日:	現在	E で開設済の施設)
道	区	区			職員数	(人)								主		な	事業
府	町	K															
県	村	町					<b>又</b> 質痴	広		相	情	芸	冭	企	玉	調	
	: П		名 称	設立年月日	常	非 常	予算額 (千円)	広報啓発	講座	相談事業	▪₩	苦情処理	交流促進	と業の・	国際交流	調査研究	その他
-		村			勤	勤	(112)	啓	座	事	· 提供集	処	促	連 N 携 P	交	研	₹One
l '.						2/1		発		業	**********	理	進	0	流	究	
ド	۲	名															
		登別市															
		恵庭市															
		伊達市															
		北広島市															
		石狩市															
		北斗市															
		当別町															
		新篠津村															
		松前町															
1	332	福島町															
		知内町															
		木古内町															
		七飯町															
		鹿部町															
		森町															
		八雲町															
		長万部町															
		江差町															
		上/国町 厚沢部町															
		乙部町 奥尻町															
		今金町															
<u> </u>	271	ラ金町 せたな町															
		せたな町 島牧村															
		寿都町															
		<sup>弄都呵</sup> 黒松内町															
		<u> </u>															
		東越町 ニセコ町															
		真狩村															
		留寿都村															
		喜茂別町															
		京極町															
		<sup>京極町</sup> 倶知安町															
1	401	共和町															
		岩内町															
ட்	402	선진미															

都	市	市	男女共同	参画・女性の	t: &.	う の á	総合的な	施言	殳 (	(令 和	和 2	年	4 月	1	日 :	現在	E で 開 設 済 の 施 設)
道	区	_	·		_	数(人)								主		な	事業
府	町	区			1112 41											<u> </u>	
県	村	町					<b>又</b> 質痴	広		相	咭	苦	交	企	国	調	
⊐			名 称	設立年月日	常	非 常	予算額 (千円)	広報啓発	講座	相談事業	・情報 提収集	苦情処理	交流促進	と業の・	国際交流	調査研究	その他
ľ	_	村			勤	勤	( 1 . 2/	啓	座	事	挺 供 集	処	促	連 N 携 P	交	研	٠ <del>٢</del> ٥٦/١ <u>١</u>
		-						発		莱	未	埋	進	0	流	究	
ド	ド	名															
		泊村															
1	404	神恵内村 積丹町															
		<sub>使丹町</sub> 古平町															
H	400	古平町 仁木町															
		余市町															
			 高齢者・女性等活動支援センター	亚世12年12日26日	7	1	8,300				0		0				
		南幌町	同即日・女任寺心劉又接センダー	十八八十八八十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	,	'	6,300						O				
		奈井江町															
		上砂川町															
H	427	由仁町															
		長沼町															
		栗山町															
		月形町															
		浦臼町															
		新十津川町															
		妹背牛町 秩父別町															
		秩文別 <u>町</u> 雨竜町															
		北竜町															
		北电町 沼田町															
		浩田町 鷹栖町															
		鷹栖町 東神楽町															
		<sup>東仲架町</sup> 当麻町															
		比布町															
		愛別町															
		上川町															
		東川町															
		美瑛町															
		上富良野町															
+	461	中富良野町															
		南富良野町															
+		占冠村															
+		和寒町															
+		剣淵町															
+		<sub>判漏叫</sub> 下川町															
	408	1.11111			<u> </u>	L										<u> </u>	

都	市	市	男女共同	参画・女性の	ため	の糸	総合的な	施言	ይ (	令 1	和 2	年	4 月	1	日:	現る	E で開設済の施設)
道	区	_			職員数									È		な	事業
府	町	区				, ,, ,,											
県	村	町	名 称	設立年月日		非	予算額 (千円)	広		相	. 情	苦	交	企業・NPO	国	調	
⊐	⊐	村	10 柳	政业平月口	常勤	非常	(千円)	広報啓発	講 座	相談事業	・ 提供集	苦情処理	流促	の・ 連 N	国際交流	調査研究	その他
1	Ι	Ti			2/)	勤		発	<i>'</i> -	業	供集	理	進	携 P O	流	究	
ド	ド	名															
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	平成10年7月18日	14	0	52,798	0									
		音威子府村															
		中川町															
1	472	幌加内町															
1		増毛町															
1		小平町															
		苫前町															
		羽幌町															
		初山別村															
		遠別町															
		天塩町															
		猿払村															
		浜頓別町															
		中頓別町															
		枝幸町															
		豊富町															
		礼文町															
		利尻町															
		利尻富士町															
		幌延町															
		美幌町															
		津別町															
		斜里町															
		清里町															
		小清水町															
		訓子府町															
		置戸町															
		佐呂間町															
		遠軽町															
		湧別町															
		滝上町															
		興部町															
		西興部村															
		雄武町															
		大空町															
1	571	豊浦町															

都	市	市	男女共同	参画・女性の	t= &;	のぉ	総合的な	施言	殳 (	(令:	和 2	年	4 月	1	日:	現在	E で 開 設 済 の 施 設)
道	区				職員数	女(人)								主		な	事業
府	町	区															
県	村	町					<b>又</b> 質痴	広		相	情	芸	冭	企	玉	調	
¬	: П	,	名 称	設立年月日	常	非 常	予算額 (千円)	広報啓発	講座	相談事業	▪₩	苦情処理	交流促進	と業の・	国際交流	調査研究	その他
ľ	1 —	村			勤	勤	(112)	啓	座	事	·提供集	処	促	連 N 携 P	交	研	₹07illi
Ľ						273		発		業	**********	理	進	0	流	究	
ド	۲	名															
		壮瞥町															
		白老町															
1		厚真町															
1		洞爺湖町															
1		安平町															
1		むかわ町															
		日高町															
1		平取町															
1		新冠町															
1	607	浦河町															
1		様似町															
1		えりも町															
		新ひだか町															
1		音更町															
1		士幌町															
		上士幌町															
		鹿追町															
		新得町															
		清水町															
1		芽室町															
Ľ		中札内村															
		更別村															
		大樹町															
		広尾町															
		幕別町															
		池田町															
		豊頃町															
1	040	本別町															
	04/	足寄町 陸別町															
		浦幌町															
		釧路町															
		厚岸町															
		浜中町															
<u> </u>		標茶町															
1	665	弟子屈町															

都	市	市	男女共同	参画・女性の	t= &	<b>の</b> ?	総合的な	施	设 (	(令 )	和 2	年	4 月	1	日其	見右	E で 開 設 済 の 施 設)
道	区	区			職員数	故(人)								主		な	事業
府	町	<u> </u>															
県	村	町	名 称	設立年月日		非	予算額 (千円)	広		相	情	苦	交	企 と業 の・	国際	調	
⊐	⊐	村	名 称	設立平月口	常勤	非常	(千円)	広報啓	講座	談 事	· 報提収	苦情処理	交流促進	の・ 連 N 携 P	際	查研	その他
1	-	Ti			±/J	勤		発	<i>'</i>	業	提収 供集	理	進	携 P O	交流	究	
ド	ド	名															
1	667	鶴居村															
1	668	白糠町															
1	691	別海町															
1	692	中標津町															
1	693	標津町		·													
1	694	羅臼町								Ī							

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	: 等	の状	況				$\neg$
道			宣		宣	市	うち		副	うち			うち	-		うち		自	うち	
府		区	=		_			女	+	女	女			女	m-	女	女	2/2	女	女
		_	言		言	区	女 性	性	市	性	性	村	女 性	女 性	町	性	女 性	治	性	女 性 比
県	村	町	年	宣言名称	の		市区	比 率	区	副	比率		町	比 率	村	性副町	比 率	会	性自治会長	比率
⊐	⊐	村	_			長	区	<del>~</del>	_	市区	<del>4"</del>	長	村長数	<del>T</del>	_	村	<del>4"</del>	_	会	Ŧ
1	1	4.3	月		形		長数	(%)	長	区長	(%)		長 数	(%)	長	村長	(%)	長		(%)
ド	۲	名	目		態	数			数	数		数	200		数	数		数	数	, ,
$\vdash$				2		35	0	0.0	42	1	2.4	144	0	0.0	146	0	0.0	12,376	419	3.4
<u>L</u>	100	+1 +8 +		Σ								144	U	0.0	140	U	0.0	12,370	419	3.4
1	202	札幌市 函館市				1	0		2		0.0 50.0							178	13	7.3
		小樽市				1	0		1	0								149	6	
		旭川市				1			2									1209	35	
		室蘭市				1	0		2									154	12	
			平成30年3月23日	釧路市男女いきいき参画宣言	4	1			2		_							498	35	
		帯広市				1	0	0.0	2		0.0							750	43	
1	208	北見市				1	0	0.0	1		0.0							772	52	
1	209	夕張市				1	0	0.0	0									82	3	
		岩見沢市				1	0		2		_							216	7	3.2
		網走市				1	0		1									203	10	4.9
		留萌市		# . # . # . # . # . # . # . # . # . # .		1	0	0.0	0										<del>                                     </del>	
		苫小牧市	平成25年11月17日	<u>苫小牧市男女平等参画都市宣言</u>	2	1	0		2									77	2	
		稚内市 美唄市				1	0		1	0	_							66		
		芦別市				1			1	0								239 38	10	
1	217	江別市				1			1	0								163	11	
		赤平市				1	0		1	0								41	0	
		紋別市				1	0		1	0	_							74	0	
		士別市				1	0		1	0	_							65	0	0.0
		名寄市				1	0	0.0	1	0	0.0							72	1	1.4
1	222	三笠市				1	0	0.0	1	0	0.0									
		根室市				1	0	0.0	1	0	0.0							112	1	0.9
		千歳市				1	0		1	0	_						-	147	6	4.1
		滝川市				1	0	0.0	1	0								280	11	3.9
		砂川市				1	0		1	0								86	3	3.5
		歌志内市				1	0		1	0								17	1	5.9
		深川市				1	0		1	0								132	2	1.5
		富良野市 登別市			1	1	0		1 1	0								189	4	2.1
	230	登別巾 恵庭市				1	0	0.0	1	0	-							93 61	1	1.1 3.3
		伊達市				1	_		1	0								101	3	3.3
		北広島市				1	0	0.0	1	0								153	13	
		石狩市			1	1	0	0.0	1	0								121	6	5.0
		北斗市				1	0		1	0	_							86	4	4.7
		当別町							·	Ĭ		1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0
		新篠津村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0

都一市	市	1	男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況			
		宣	NAKHULINA VUEL	宣	市	うち		副	うち		町	うち	- ',	副	うち	自	うち	
坦 □	. 区	_			·	_	,			,	•		,					,
道 府 町	_	言		言	ᅜ	女	女 性	市	女性	女 性	++	女 性	女	町	女女女	治	女	女世
県木		<b>-</b>		_	区	性	比	_	性 副	比	村	性	性比		性性		自	女 性 比
		年	宣言名称	0		性 市 区 長	率	区	市	率		町 村 長	率	村	町	会	女性自治会長数	率
	村	月		形	長	馬	4	長	市区長	4	長	長	4	長	村	. 長	会	
		,,		112		数	(%)	K	長	(%)		数	(%)	K	長 (9	)   1	長	(%)
ドト		日		態	数			数	数		数			数	数	数	釵	
	1 松前町										1	0	0.0	1	0	).0		
	2 福島町										1	0	0.0	1	0	0.0 2	0	0.0
	3 知内町										1	0	0.0	1	0	0.0	3 0	0.0
1 33	4 木古内町										1	0	0.0	1		0.0 2	5 0	0.0
1 33	7 七飯町										1	0	0.0	1	0	0.0		
1 34	3 鹿部町										1	0	0.0	1	0	0.0 2		0.0
	5 森町										1	0	0.0	1	0	0.0 4	2	4.9
	6 八雲町										1	0	0.0	2	0	0.0 10		
1 34											1	0	0.0	1	0	0.0 2	5 0	
1 36											1	0	0.0	1	0	0.0	2 4	12.5
	2 上ノ国町										1	0	0.0	1	0	0.0 20		
1 36	3 厚沢部町										1	0	0.0	1	0	0.0 20	0	0.0
	4 乙部町										1	0	0.0	1	0	0.0 1		
	7 奥尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
	0 今金町										1	0	0.0	1	0	0.0		
1 37	1 せたな町										1	0	0.0	1	0	0.0	5 1	1.5
1 39											1	0	0.0	1	0	0.0		
	2 寿都町										1	0	0.0	1	0	0.0 2		
1 39											1	0	0.0	1	0	0.0 4		
	4 蘭越町										1	0	0.0	1	0	0.0 9	2	0.0
1 39											1	0	0.0	1	0	0.0 5	6	10.5
1 39											1	0	0.0	1		).0 1		
1 39	7 留寿都村										1	0	0.0	0	0	2		0.0
	8 喜茂別町										1	0	0.0	1		0.0 2		
1 39	9 京極町										1	0	0.0	1	0	0.0		
1 40	0 倶知安町										1	0	0.0	1	0	0.0	5 2	2.1
1 40	1 共和町										1	0	0.0	1	0	0.0	3 7	10.3
1 40	2 岩内町										1	0	0.0	1		0.0 9	_	
1 40											1	0	0.0	1	0	0.0		
	4 神恵内村										1	0	0.0	1		0.0 1	_	22.2
	5 積丹町										1	0	0.0	1		0.0 2	_	0.0
	6 古平町										1	0	0.0	1	0	0.0 2		5.0
	7 仁木町										1	0	0.0	1	0	0.0		5.3
1 40											1	0	0.0	1	0	0.0	1	2.1
1 40	9 赤井川村										1	0	0.0	1		).0 1		
	3 南幌町										1	0	0.0	1		).0 1		
1 42											1	0	0.0	1	0	0.0		
1 42											1	0	0.0	1		0.0		
1 42											1	0	0.0	1	0	0.0		
1 42											1	0	0.0	1		0.0		
1 42	9 栗山町										1	0	0.0	1	0	0.0	2 2	3.2

都市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況			$\overline{}$
		宣	33XMPPTICK 7 TELE	宣	市	うち		副	うち			うち	- ",	副	うち	自	うち	T
道 府 町	· 区										•		_			,		
府田		言		言	区	女	女 性	市	女性	女 性	<del>1.1</del>	女 性	女 性	町	女	治	女性	女 性 比
県村	町	4-	<u> </u>		_ ∟	性	比比	_	性 副	比	村	性	性比		性副	生	自旨	比比
		年	宣言名称	の	_	性市区長	率	区	市	率	_	町 村 長	率	村	町	会 全	女性自治会長数	率
	村	月		形	長	長	(=	長	市区長	(2.1)	長	長	<b>/-</b> >	長	村	(6) 長	会	(2.1)
		,,		">		数	(%)		長	(%)		数	(%)		長 ('	6) X	長	(%)
ドト		日		態	数			数	数		数			数	数	数	剱	
1 43	0 月形町										1	0	0.0	1	0		13 0	0.0
1 43											1	0	0.0	1	0	0.0	15 0	0.0
	2 新十津川町										1	0	0.0	1	0		76 5	6.6
1 43	3 妹背牛町										1	0	0.0	1	0	0.0	32 0	
1 43	4 秩父別町										1	0	0.0	1	0	0.0	11 0	
1 43	6 雨竜町										1	0	0.0	1	0	0.0	11 0	
	7 北竜町										1	0	0.0	1	0		10 0	
	8 沼田町										1	0	0.0	1	0		30 3	3 10.0
	2 鷹栖町										1	0	0.0	1	0		45 0	
	3 東神楽町										1	0	0.0	1	0		60 0	
	4 当麻町										1	0	0.0	1	0		28 0	
1 45	5 比布町										1	0	0.0	1	0	0.0	34 0	0.0
	6 愛別町										1	0	0.0	1	0	0.0	47 0	0.0
1 45											1	0	0.0	1	0	0.0		
1 45	8 東川町										1	0	0.0	2	0	0.0	5 0	
1 45	9 美瑛町										1	0	0.0	1	0	0.0	32 0	0.0
	0 上富良野町										1	0	0.0	1	0		04 1	1.0
1 46											1	0	0.0	1	0	0.0	52 1	1.9
1 46	2 南富良野町										1	0	0.0	1	0	0.0	5 0	0.0
1 46	3 占冠村										1	0	0.0	1	0	0.0	13 2	15.4
	4 和寒町										1	0	0.0	1	0	0.0	12 0	0.0
1 46											1	0	0.0	1	0		11 0	
1 46	8 下川町										1	0	0.0	1	0	0.0	18 0	0.0
	9 美深町										1	0	0.0	1		0.0	17 0	
1 47	0 音威子府村										1	0	0.0	0			2 0	
1 47											1	0	0.0	1	0	0.0	18 0	
1 47	2 幌加内町										1	0	0.0	1	0		15 0	0.0
1 48											1	0	0.0	1	0		57 1	1.8
	2 小平町										1	0	0.0	1	0		35 1	2.9
1 48											1	0	0.0	1	0		15 0	
	4 羽幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	93 5	
	5 初山別村										1	0	0.0	1	0		17 0	0.0
	6 遠別町										1	0	0.0	1	0	0.0		
1 48	7 天塩町										1	0	0.0	1	0		40 0	
	1 猿払村										1	0	0.0	1	0		13 0	
	2 浜頓別町										1	0	0.0	1			33 0	
	3 中頓別町										1	0	0.0	1	0		22 1	4.5
	4 枝幸町										1	0	0.0	1	0		35 0	
	6 豊富町										1	0	0.0	1	0		31 0	
	7 礼文町										1	0	0.0	1	0		29 0	
1 51	8 利尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	33 0	0.0

都市	i 市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	自 治	会 長	等	の状	況			
		宣		宣	市	うち		副	うち		町	55	-,-	副	うち		うち	$\top$
道 府 町	区						_			_			_		_	,		
府田		言		言	区	女	女 性	市	女性	女 性	村	女 性	女 性	町	女性	女 ;		女性
県村	田丁	4-	L = 2 T		_ ∟	性	比比	_	性 副	比	ניד	性	性比		性 副	· 性 比	、丨盲	女 性 比
		年	宣言名称	の	_	性市区長	率	区	市	率	_	町 村 長	率	村	町	率	女性自治会長数	率
1.1.	村	月		形	長	長	(=	長	市区長	()	長	長	<b>/-</b> >	長	村長(	4	会	()
		,,		">		数	(%)		長数	(%)		数	(%)		長り	%)   <sup>1</sup>	` 長	(%)
ドド		日		態	数			数	数		数			数	数	3	女	
	9 利尻富士町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	0 幌延町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1 4.2
1 54	3 美幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0.0
1 54	4 津別町										1	0	0.0	1		0.0		2 4.1
	5 斜里町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1 2.7
1 54	6 清里町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 54	7 小清水町										1	0	0.0	1		0.0		2 3.6
1 54	9 訓子府町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0.0
1 55	0 置戸町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	2 佐呂間町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	5 遠軽町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	1 1.9
	9 湧別町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	0 滝上町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	1 興部町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 56	2 西興部村										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 56	3 雄武町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 56	4 大空町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 57											1	0	0.0	1	0	0.0	27	0.0
	5 壮瞥町										1	0	0.0	1		0.0		2 6.1
1 57	8 白老町										1	0	0.0	2		0.0		8 7.8
1 58											1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	4 洞爺湖町										1	0	0.0	1		0.0		2 4.8
1 58	5 安平町										1	0	0.0	1		0.0	34	1 2.9
	6 むかわ町										1	0	0.0	1		0.0		0.0
1 60											1	0	0.0	2		0.0	93	1 1.1
	2 平取町										1	0	0.0	1		0.0		0.0
1 60	4 新冠町										1	0	0.0	1		0.0		0.0
	7 浦河町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	8 様似町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 60											1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
	0 新ひだか町										1	0	0.0	1	0	0.0	162	1 0.6
1 63											1	0	0.0	1	0	0.0	181	3 1.7
	2 士幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	1 1.4
	3 上士幌町										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 63	4 鹿追町										1	0	0.0	1	0	0.0		3 5.2
	5 新得町										1	0	0.0	1		0.0		5 5.5
	6 清水町										1	0	0.0	1		0.0		0.0
1 63											1	0	0.0	1	0	0.0	88	1 1.1
	8 中札内村										1	0	0.0	1	Ŭ	0.0		2 6.5
	9 更別村										1	0	0.0	1	0	0.0		0.0
1 64	1 大樹町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0.0

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	: 等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	言		言	区	女	女 性	市	女 性	女 性	村	女	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
県コ	村コ	町	年	宣 言 名 称	の		性市区	比率	区	副市	比率		性町村	比率	村	副町	比率	会	自治会長	比率
1	1	村	月		形	長	長数	(%)	長	区 長	(%)	長	村 長 数	(%)	長	村長数	(%)	長	会長	(%)
ド	ド	名	日		態	数			数	数		数			数	数		数	数	
1		広尾町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
1		幕別町										1	0	0.0	1	0	0.0	113	3	2.7
1		池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
1		豊頃町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1		本別町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3
1		足寄町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
1		陸別町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1		浦幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0
1		釧路町										1	0	0.0	1	0		62	2	3.2
1		厚岸町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
1		浜中町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1		標茶町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
1		弟子屈町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
1		鶴居村										1	0	0.0	1	0		11	0	0.0
1		白糠町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	2	2.6
1		別海町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	2	1.7
1		中標津町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
1		標津町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
1	694	羅臼町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0

## <選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査時点コード	-1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他

都市道区府町	市区	目標	設定の対象で	ある審議	会等の	目標及	び現状	値		目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に基 登用状況		地方自	台法(第1 会等にお	80条の5 おける登	5)に基づく 用状況	(内数) 市町村 (委員0	i  防災会調    Dみ)	ž	(内数) 市町村 (会長を	防災会議 含む)	i			ä	査時点コード		
県 コ ー ド	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性委員 生委員	総委員数	うち 女性委員		七 軽		審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員	女性比率 (%)	会生	± a ts at:		安性 比率 (%)	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女 性 比率 (%)	目定 標の で 議 の 及 状 し び し で し で し る き り の り る ら り る り る り る り る り る り る り る り る り	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等を計 ける登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等を置ける登用 状況	その他
$\mathcal{M}$	合計(広域を含む)	$\setminus$		2,133	1,735	27,26	2 7,63	0 28	8.0		3,206	2,578	37,031	8,394	22.7	953	518 4	1,932	747 15.1	3,228	105	3.3	3,845	129	3.4	$\setminus$					
	小計(広域を除く)				$\setminus$				7		3,162	2,537	36,481	8,220	22.5	943	515 4	1,905	744 15.2						$\overline{}$						
1 100	札幌市	40	令和5年3月	85	84	1,80	7 57	7 31		法律・条例・要綱に基づき設置する附属機関	85	84	1,807	577	31.9	6	4	36	8 22.2	66	5	7.6	67	5	7.5	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日
1 202	函館市	35	令和10年3月	103	68	1,10	1 27	7 25	5.2	"1.法律または条例により設置されている審議会等 2.要綱等により設置されている懇談会、会議等"□	49	43	756	200	26.5	6	2	31	2 6.5	46	4	8.7	47	4	8.5	1		1		1	
1 203		45	令和5年3月	92		2,00				要綱等により設置されている協議会、会議等	44	37	507			6	4	31	4 12.9	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1		1	
1 204 1 205		50 30	令和3年4月 令和6年3月	86 33		1,13		7 25	5.4 P	附属機関及び要綱等により設置されている懇談会 自治法180-5、203-3に基づく審議会・委員会	60 27		833 390	218 75	26.2 19.2	5	2	58 16	11 19.0 3 18.8			18.5 2.9	28 36		17.9 2.8	1		1		1	
	釧路市	40	令和10年3月	78					n a 🛱	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、及び釧路市の要綱に	54		796	247	31.0	6	4	41	6 14.6	38	6	15.8	39	6	15.4	3	令和2年3月1日	3	令和2年3月1日	3	令和2年3月1日
1 207		40	令和7年3月						2.5	基づき設置された審議会等 法令・条例などにより設置されている常設の審議会等	31	31	484	157		6	5	46	7 15.2				26	2	7.7	3	令和2年3月31日		令和2年3月31日	1	
1 208	北見市	40	令和9年4月	88	69	1,66	0 49		0.1 5	1.地方自治法(第203条の3)に基づ<審議会等 2.規則等で設置する 委員会等 3.要綱等で設置する委員会等 4.地方自治法(第180条の 5)に基づく委員会等 5.法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱 する委員	41	32	584	129	22.1	6	2	67	8 11.9	45	1	2.2	46	1	2.2	1		1		1	
1 209	夕張市										13	7	112	15	13.4	6	2	23	3 13.0	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1 210	岩見沢市	40	令和4年3月	32	27	42	7 11	2 26	6.2	法律又は政令により設置されている審議会等。条例により設置されて いる懇談会、会議等。	32	27	427	112	26.2	6	4	56	6 10.7	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1		1	
1 211	網走市	50	令和4年3月	55	35	54	2 12	5 23	3.1	条例、規則及び要綱等により設置されている審議会、会議等	17	15	197	58	29.4	6	3	36	4 11.1	0	0					1		1		1	
1 212	留萌市	50	令和5年3月	26	20	27	1 8	2 30	0.3 2	1.法律または政令により設置されている審議会 2.法律により設置されている委員会 3.条例、規則等に設置されている懇談会、会議等	13	13	149	38	25.5	6	4	27	7 25.9	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1	
1 213	苫小牧市	30	令和4年4月	66	59	82	9 23	9 28		法令または条例により設置されている附属機関及び要綱等により設置されている私的諮問機関	36	36	480	139	29.0	6	5	32	11 34.4	41	3	7.3	42	3	7.1	1		1		1	
1 214	稚内市	30	令和6年3月	37				4 20	0.6 季	稚内市で設置している各種審議会	36	26	345		20.0	5	4	29	6 20.7		0	0.0	29	0	0.0	1		1		1	
1 215 1 216		30	令和10年3月	56	33	56	0 9	19 17	7.7	法または条例により設置されている審議会等	27 21	17	291 246	42	14.4 16.3	6	2	39	4 10.3 2 6.5	25	0	0.0	26 25	3	0.0 12.0	3	令和2年7月1日	3	令和2年7月1日	3	令和2年7月1日
1 217		40	目標達成期限なし	58	51	86	6 24	6 28	8.4 3	すべての審議会	38 11	34	683	197	28.8 18.7	6	5	37	7 18.9 6 21.4		1	3.3	31		3.2	1		1		1	
1 218 1 219	赤半市 紋別市					<u> </u>		+	+		17	11	91 217	27	12.4	6	4	28 35	6 17.1	31	1	3.2	32	1	8.7 3.1	1		1		1	
1 220	士別市	50	令和8年3月	37	36	39	7 14	3 36	 E	地方自治法第138条の4の規定による付属機関・ほかの法律の規定 により市町村が義務設置、任意設置する付属機関・独自の条例で設 置する付属機関	35	33	443	144	32.5	6	3	43	8 18.6	24	0	0.0	25	1	4.0	3	平成31年4月1日	3	平成31年4月1日	3	平成31年4月1日
	名寄市	50	令和5年3月	71	68	96	6 38	7 40	0.1 作	地方自治法・その他法令に基づくもの、条例・規則等に基づくもの、法 律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱するもの、その他規則・要綱 等に基づくもの	50	48	611	203	33.2	6	5	43	9 20.9				40	4	10.0	1		1		1	
1 222		30	令和7年3月	37	27	44	3 0	9 22	23 1	地方自治法202条の3に該当する審議会	15 17	12	149 231	53 50	35.6 21.6	6	2	28	2 7.1 6 23.1	22	2	9.1	23	2	8.7	1	<u> </u>	1 1		1	
	<del>以至巾</del> 千歳市	45	令和9年3月	69	59	1.02			4.0 #	地方自治法第202条の3、地方自治法第180条の5、法律の規定により	48	40	573	148	25.8	6	4	36	6 16.7	1	1	3.1	37	1	2.7	1		1		1	
$\vdash$	滝川市	35	令和6年3月	32	28		1	+	7.2 L	国の機関が委嘱、その他会議(私的諮問機関) 法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されて いる委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置さ	11	9	134	22	16.4	6	6	33	8 24.2	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
1 226	砂川市		1	1		1	1	+	- 1	れている懇談会、会議等	11	9	135	28	20.7	6	2	29	2 6.9	24	1	4.2	24	1	4.2	1	<del> </del>	1		1	
1 227								I	1.	は十点がナ/ (2000 g のの) l サジ/ m 2 4 人 か - は 上 a か は 1	14		126	17		4	2	13	4 30.8	15	1	6.7	16	1	6.3	i		1		i	
	深川市	40	令和5年3月	54	47	84			1.8 Ø	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条 の5)に基づく委員会等、法律の規定により国の機関が委嘱する委 員、規則等で設置する委員会など	21	17	264	56	21.2	6	5	43	6 14.0		1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
1 229	富良野市	30	令和10年3月	24	20	31	6 7	4 23	3.4 <u>//</u>	広域を除いた審議会 1. 法律又は政令により設置されている審議会等 2. 法律により設置	22	18	291	68	23.4	6	4	39	4 10.3	33	1	3.0	34	1	2.9	_1_	<del> </del>	1		1	
1 230	登別市	40	令和4年4月	44	39	62	3 14	8 23	3.8 1	されている委員会等(地方自治法180条の5) 3.条例・規則等により設置されている懇談会、会議等 4.要綱等により設置されている懇談会、会議等	23	21	285	53	18.6	6	4	25	5 20.0	29	0	0.0	30	0	0.0	1		1		1	
1 231	恵庭市	40	令和3年3月 令和10年3月	97 28	78 23	1,26		-	0.0	地方自治法第138条の4第3項に規程する附属機関及び市の規則又は要綱等に基づき、審議又は審査等を行う組織 第202条の3に基づく審議会等における登用状況	49 13	38	493 172	117	23.7	6	5	31	9 29.0 4 16.7	31	2	6.5	32 24	2	6.3	1		1		1	
1 234	北広島市	50	令和2年3月	47	41	43	0 11	4 26	6.5	地方自治法(第202条の3第1項)に基づく附属機関	47	41	430	114	26.5	5	3	30	7 23.3	26	3	11.5	27	3	11.1	i		i		i	
1 235 1 236		40	令和3年3月	50	43	49	5 15	8 31	1.9	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、会議等	31 25		342 388	109 54	31.9 13.9	5 5	2	31 28	7 22.6 3 10.7			14.8	28 30		14.3 6.7	2	<del> </del>	1 2		1 2	
1 303	当別町							Ŧ	#		17	13	165 67	32	19.4	5	3	29	3 10.3	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
1 304	新修運杆 松前町							ᆂ	ⅎ		15	9	136		19.9	5	3	21	3 11.1 4 19.0			0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1 332		38	令和5年	40	25	44	5 15	9 35	5.7	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	18 9	10	176 100	27	15.3 12.0	5	2	20	2 10.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1 2		1 2		1 2	
1 334	木古内町								1		- 11	7	131	19	14.5	5	3	24	5 20.8	18	,	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
1 337	七飯町	20	令和3年4月	25	15	16	0 3	2 20	0.0	本件照会と同様に地方自治法に基づく審議会等の女性の登用状況	22	14	183		24.6	5	3	27	5 18.5 2 16.7	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1 1		1 1	
1 345				1		1	1	1			19		208	52		5	3	28	3 10.7			0.0	15	0	0.0	1		i		1	

都道所	市区	目標	設定の対象で	ある審誦	養会等の	目標及び	び現状値	Ī	目標設定の対象である蓄議会等の範囲	地方習	自治法( 審議会等	第202条 における	の3)に 3登用状	基づく 況		治法(第   会等に		5)に基づ :用状況	ηп	数) J村防災: 員のみ)	会議		) 対防災会i を含む)	義			ā	査時点コード		
県 村 コ ー	町村	目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	議会等	ち女性委員	がま性委員数	女等 性	女生七率/6)	性素	数性	総委員数	うち 女性 委員	女性比率(%)	目定ので議の 標のので議の を で で で 議の 及び	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等にお ける登用	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等にお ける登用	) - その他 
ド ド 1 346	名 八雲町									32	28	408	105	25.7	5	4	27	5 18		27	0 0.0	2	8 0	0.0	現状値		状況 1		状況 1	
1 361	長万部町 江差町									32 17		267 183	73 48	27.3 26.2	5 4	3	24 13	6 25	0.8	18 18	0 0.0	1	9 0 9 0	0.0	1		1		1	
1 362 1 363 1 364	上ノ国町 厚沢部町									12	7	56 126	15 29	26.8	5	2	23 28	3 10 3 10 2 10	0.7	17	0 0.0	1 2	8 0	0.0	1		1 3	A fee fee E + E	1 3	A fee to Fee
1 367 1 370	乙部町 奥尻町									16 9 24	6	142 80 314	9	14.8 11.3 19.1	5	2	20	2 10	0.0	19	0 0.0 1 5.3 1 4.0	2	0 1	0.0 5.0 3.8	1		1 1	令和2年7月1日	1 1	令和2年7月1日
1 371	せたな町									20 14	14	267 120	50	18.7	5	3	28 19	3 10	0.7	25	0 0.0	3	8 1	2.6 0.0	1		1		1	
1 392	寿都町 黒松内町									7	5 11	81 159	10	12.3	5	4	21	5 23	3.8	21	0 0.0	2	2 0	0.0			1		1	
1 394	蘭越町									5	5	76 167	6	7.9	5	3	28 26	4 14 5 19	4.3	11	0 0.0	3	1 1	3.2	1		1		1	1
1 396										10 6	6 5	92 45		9.8	5 5	2	24 23	3 12		16 11	0.0			0.0			1		1	
1 398	喜茂別町									12 0	6	85 0	10 0	11.8	5 5	3	22 25	3 13 4 10		11	0 0.0	1.	2 0	0.0	2		2		2	
1 400	俱知安町	40	令和10年3月	29	26	316	73	23.1	法律又は整理により設置されている審議会等/条例、規則等により 設置されている懇談会、会議等/要綱等により設置されている懇談 会、会議等	29	26	316	73	23.1	5	3	27	7 25	5.9	29	2 6.9	3	0 2	6.7	1		1		1	
1 401 1 402	岩内町									20 19	12 15	226 206		10.6 16.0	5 5	3	33 22	3 9 5 2		25 25	0 0.0			0.0 3.8			1		1	
1 403	泊村 神恵内村									14 19	11	133 117	25	17.3 21.4	4	1	12 14	2 10 5 3	5.7	22 20	1 4.5	2	1	4.3 0.0	į		1 3	令和2年6月1日	1 3	令和2年6月1日
1 405 1 406	積丹町 古平町									16 7	13 6	137 68		20.4 16.2	5 5	3	21 22	3 14		21 15	1 4.8 1 6.7			4.5 6.3			1 2		1 2	
1 407	仁木町	30	令和3年3月	22	16	185	28	15.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)及び 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	17	13	160	25		5	2	25			21	2 9.5	2	2 2		1		1		1	
1 408 1 409	赤井川村									31 10	6	358 72	7	16.5 9.7	5 5	3	29 20	3 1	5.0	20 9	2 10.0 0 0.0	1	0 0	9.5	1		2		2	
1 423 1 424	奈井汀町	30	令和4年3月	12	9	249	31	12.4	法律・条例等により設置されている審議会等	24 14	20 11	336 118	39	19.0 33.1	6 5	3	28 22	5 1 4 18	8.2	21	0.0	2	2 0	0.0	1	平成31年4月1日	1		1	
1 425 1 427 1 428	上砂川町 由仁町									7	5	52 78	10	19.2 12.8	4 6	2	12 30	2 10	6.7	18 20	0 0.0	2	1 0	0.0	2		1 2		1 2	
1 429	栗山町									20 9	8	237 115	18	14.8 15.7	6 5	3	31 32	2 ( 4 12	2.5	30 24	0 0.0	2	5 1	0.0 4.0	į		1		1	
1 430 1 431	浦臼町									20 12		218 124	23	18.8 18.5	6 5	3 4	25 26	3 12 5 19	9.2			3 2	1 0	9.4	2		1 2		1 2	
1 433	新十津川町 妹背牛町									10	6 7	87 144	8 21	9.2 14.6	5 6	1	30 29	3 10	6.9	23	1 3.3 1 4.3	3 2	1 1 4 1	3.2 4.2	2		2		1 2	
1 436	秩父別町 雨竜町									12	10	111	21	11.1	6	1	25 26	5 20	3.8	18	1 5.6	1		5.3	1		1		1	
1 437 1 438 1 452	沼田町		A factor F	L,		<b>L</b> .		440	# A F D A	12	3	83 61	13 5	15.7 8.2	6	1	27 28	1 3	3.6	20 15	0 0.0	1	6 0	0.0	1	A factor Floor	1 1 3	A feeter Fee F	1 1 3	A factor For F
1 453	鷹栖町 東神楽町 当麻町	- /	令和5年7月		1	14	2	14.3	農業委員会	11 13	9	205 100 135	30	26.8 30.0 11.9	5	4	27 25 26	5 18 5 20 2	0.0			2	-	4.0	1 1	令和2年7月29日	1 1	令和2年7月29日	1 1	令和2年7月29日
1 454 1 455 1 456	比布町									6	5	61		24.6 14.9	5	2	20 27	4 20	0.0	15 22	0 0.0	1	6 0	0.0			1		1	
1 457	上川町		<b>!</b>							14 7	5 5	92 47	12	13.0 27.7	5	5	23	7 25 7 30 4 16	0.4		0.0	2		0.0	1 2	<b>!</b>	1 1 2		1 1 2	
1 459		22	令和5年3月	16	1.4	163	32	19.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	14		152	20	13.2	5	3	28	4 14	4.3	25	0 0.0	2		0.0		令和2年3月31日	1 3	令和2年3月31日	1 3	令和2年3月31日
1 461	工   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		рамотол	- 10	- 14	100	. 52		ここのは、かたったハッシュ・マン・「古歌女 寸	14		164	34	20.7	5	2	27 23	5 2	7.4	22	0 0.0	2 2	3 0	0.0 5.0	1	PARETONIA	1 1	,-185-19/101 H	1	718E-1-0/101H
1 463	占冠村									7 2	7	60	20	33.3 20.4	5	3	21	4 19	9.0	17 18	1 5.9		8 1	5.6 5.3	1		1		1	
1 465	剣淵町 下川町									12	10 8	102	29	28.4	5	4	25 24	5 20	0.0	27	3 11.1	2		10.7	1 3	令和2年6月1日	1 3	令和2年6月1日	1	
1 469	美深町 音威子府村									7 8	7	75 76	13	17.3 15.8	5	3	25 19	5 20	0.0	23	1 4.3	2	4 1	4.2	1	1-18E-1-3/71-14	1 1		1	
1 471										6	4	57 92	13	22.8 15.2	5	2	21	3 14	4.3	19	0 0.0	2	0 0	0.0	1		1 2		1 2	
1 481	増毛町 小平町	30	令和3年3月	13	11	125	19	15.2	法令~要綱	13	0	125	0	0.0	5	3	24 24	3 12	2.5	0 17	0 1 5.9	1	0 0	5.6	1		1		1	<u> </u>
1 483 1 484	苫前町 羽幌町									12	7	119	12	10.1	5 5	2 5	25 25	2 8		19 25	0 0.0			0.0			1		1	
1 485 1 486	初山別村 遠別町			Ŀ		E				9 10	5 8	69 95	23	18.8 24.2	5 5	3	24 37	4 16 3 8	8.1	14 20	0 0.0			0.0	1		1		1	
1 487 1 511	天塩町 猿払村									6 25		54 303	16 70	29.6 23.1	5 5	3	24 22	3 12 3 13	3.6			2		4.8	3 1	令和2年7月1日	1		1	
	浜頓別町 中頓別町									17 9	14 4	136 71	43 7	31.6 9.9	5 5	3	23 19	4 1		20	0.0	2 1		0.0	2		1 2		1 2	
1 514	枝幸町	30	令和3年3月	54	48	517	163	31.5	法律により設置される委員会等及び条例等により設置される審議会 等	26	23	242		28.5	5	3	28	4 14		22	1 4.5	2		4.3			1		1	
1 516 1 517	礼文町									14 10	6	132 108	10	17.4 9.3	5 4	3	33 14	4 12 3 2	1.4	21 20	0 0.0 1 5.0			0.0 4.8			1		1	
1 518							$\vdash$			10 12		83 109		19.3 12.8	4	2	13 13	2 1		20	0 0.0	2	1 0	0.0	1		1		1	

都道所	市区	目標	設定の対象で	ある審議	養会等の	目標及	び現状値	<u>t</u>	目標設定の対象である審議会等の範囲	地方署	自治法(領 審議会等(	第202条 こおける	の3)に基 登用状況	₹づく i	地方自	治法(第 会等に	180条の5 おける登り	)に基づく 用状況	[[] [[] 1	:) 対防災会議 のみ)	市	3数) 町村防災会 長を含む)	議			ă	]査時点コード		
県 コ ー ド	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち 女性委員	総委員数	員	比 率 (%)	議会等	5 at:		等 性比率 (%)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	うち 女性 女性 委員 (9	比 (6)	お女性委員数総委員数	女性比率(%)	目定ので議の及状 標のあ会目び値	その他	地方第202 条の3)に 基づく審証 会会を ける登用 状況	その他	地方第180 条が(第180 条が(表が)に 基会等を登 状況	その他
	美幌町	30	令和2年4月	50	41	628	3 165	26.3	地方自治法第180条の5 地方自治法第202条の3 地方自治法第202条の3 抗律の規定により国の機関が委嘱する委員 町が集例で設置する審議会等 町が規則等で設置する委員会 町が委嘱する委員会等	27	22	305	68	22.3	6	3	36	3 13.6 5 13.9	9 2		0.0	27	0 0.0			1		1	
1 549 1 550 1 552	斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町									18 20 10 15 13 9 21	15 8 11 10 6 14	158 158 118 152 113 118 246	41 30 20 26 33 27 56	19.0 16.9 17.1 29.2 22.9 22.8	5 6 5 5 5 5	5 2 4 3 3 2	25 32 27 28 28 28 26 27	7 28.0 4 12.5 5 18.5 5 17.5 5 17.9 3 11.5 1 3.7	5 1 5 9 9 5 2		0.0	17 14 17 20 25 19	1 5.9 1 7.1 1 5.9 0 0.0 0 0.0	1 1 2 1 1		1 1 1 2 1 1 1		1 1 2 2 1 1 2	
	通別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	13	令和4年3月	27	12	199	32	16.1	地方自治法第二百二条の三に基づく審議会、地方自治法第百八十 条の五に基づく委員会及び要綱等に基づく審議会	13 21 8 14 9 12	7	152 301 121 152 84 122 213	30 60 17 24 11 14	19.9 14.0 15.8 13.1 11.5	5 5 5 5	1 3 2 2 2 2	35 39 38 23 20 23	1 2.5 2 5. 8 21. 2 8. 2 10.0 2 8. 4 9.8	1 3 7 2 0 2	1 1 4	7.1	18 40 35 29 22	0 0.0 0 0.0 1 2.9 2 6.9 1 4.5	1 1 1		1 3 2 1 1	令和2年6月1日	1 3 2 1 1 1	令和2年6月1日
1 571 1 575 1 578 1 581 1 584 1 585	豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町	30.5	令和5年3月	35	30	332	2 102	2 30.7	安平町非常勤公職者名簿に基づく	18 7 9 23 5 27 18	7	213 47 78 228 72 281 213 206	15 9 59 4 49	31.9 11.5 25.9 5.6 17.4 23.0	5 5 5 5 5	3 2 2 3 3 2 4	23 20 24 31 27 29	4 9.8 2 10.0 4 16.3 3 9.3 3 11.8 8 27.6 5 12.5	7 0 2 7 2 7 2 1 6 1	5 0 0 8 2 7 5 0	0.0	26	0.0 0 0.0 2 6.9 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0	1 1 1 2 1		2 1 1 1 1 1 1		2 1 1 1 1 1 1	
1 601 1 602 1 604 1 607	日高町 平取町 新冠町	30	令和2年月	26	21	256	6 60	23.4	1.地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 2.地方自治法(第202 条の3)に基づく審議会等 3.法律の規定により国の機関(大臣等)が 要嘱する委員	11 13 7 16	5	176 146 81 186	28 28 14 39	15.9 19.2 17.3	5 5 5 5	1 2 3 3 4	28 23 24 25	1 3.6 2 8.7 4 16.7 5 20.0	6 4 7 2 7 1 0 2	1 1 2 1 0 0 9 0	2.4 0.0 0.0 0.0	42 22 20 24	0 0.0 1 2.4 0 0.0 0.0 0 0.0 0 0.0	1 1 1		1 1 1		1 1 1	
1 631 1 632 1 633	新ひだか町 音更町 士幌町 上士幌町	40 30	令和3年3月 令和3年3月	35 31	29	393 310			地方自治法(第202条の3)に基づ(審議会等(広域の審議会を除く) 地方自治法(第202条の3)に基づ(審議会等(広域の審議会を除く)	6 31 35 9	3 25 29 9	55 348 393 128 71	78 104 25	26.5 19.5 11.3	6 6 6	3 5 3 2	25 27 35 30 27	4 16.0 7 25.9 3 8.6 5 16.1 2 7.4	9 2 6 3 7 2 4 1	5 0 0 0 2 6 5 3 12 7 1 5	3.7 2.0 5.9	17 26 31 26	0 0.0 0 0.0 2 6.5 3 11.5 1 5.6	1 1 1		1 1 1		1 1 1 1	
1 636 1 637	新得町清水町	30 40 35	令和7年4月 令和3年3月 令和3年3月	44 29 24	26		8 80		法律又は条例に基づき設置する審議会及び規則その他規定に基づ き設置する協議会、委員会等 選任する各種審議会委員全で。 地方自治体で設置の義務がある教育委員会等と、附属機関として条	10 16 11 25		119 170 118 256 169	37 82	17.6 31.4	6 6 5 6	4 2 4 5	29 29 30 33	5 17.3 3 10.3 4 13.3 6 18.3 6 20.3	3 2 3 2	7 2 7	1.3	18 24 28 21	0 0.0 1 4.2 2 7.1 1 4.8	1 1 1		1 1 1 1		1 1 1 1	
1 639 1 641 1 642 1 643 1 644	更別村 大樹町 広尾町 幕別町								例で規定している総合行政推進委員会等のこと。	15 16 19 28	12 11 24	137 218 228 405 168	43 29 28 99 42	31.4 13.3 12.3 24.4	6 6 6 6	4 2 3 3 3	32 33 27 40 33	8 25.0 3 9.1 4 14.8 6 15.0 4 12.1	0 1 1 2 8 2 0 3	1 0 0 0 0 0 4 0 0		12	0 0.0 0 0.0 0 0.0 1 3.1 0 0.0	1 2 1 2		1 2 1 2 2 1		1 2 1 1	
1 645 1 646 1 647 1 648 1 649 1 661	本別町 足寄町 陸別町 浦幌町	30		16	14	176	6 43	3 24.4	条例・規則等により設置されている審議会、委員会、会議等	20 14 12 9 20 40	12 12 6 17	173 162 169 70 240 381	37 36		6 6 6 5 6	3 2 2 5 3 4	30 31 28 22 30	4 13.3 3 9.3 3 10.3 6 27.3 4 13.3 5 26.3	7 1 7 2 3 1 3 1	9 0 0 4 1 4 1 0 0 7 0 0	0.0 0.0 1.2 0.0 0.0	30 20 25 12 18 28	0 0.0 0 0.0 1 4.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0	1 1 1		1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1	
1 662 1 663 1 664	厚岸町 浜中町	25	令和6年3月					27.8	地方自治法に基づ〈審議会等 平成23年度時点における地方自治法第202条3に基づ〈審議会等及 び同法第180条の5に基づ〈委員会等	27 19 23 26	26 13 20	304 156 237 223 67	89 25 48 48	29.3 16.0	5 5 5 5	3 2 3 4	27 25 29 25 20	6 22.3 5 20.0 4 13.8 3 12.0 4 20.0	2 2 0 1 8 1 0 2	3 2 8 6 1 6 6 1 6 3 1 4	3.7 3.3	24 17 17 24	2 8.3 1 5.9 1 5.9 1 4.2 0 0.0	1 1 1		1 1 1 3	令和2年6月1日	1 1 1 1	
1 668 1 691	白糠町 別海町 中標津町 標津町	30	令和3年3月	26	20	279	9 42	15.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3)	9 32 26 9	20 4	85 356 279 86 174	16	18.8 29.2 15.1 12.8	5 5 5 5 4	2 3 3 3 3 3 3	23 41 31 24 14	3 13.0 5 12.2 4 12.9 4 16.7 6 42.9	0 2 1 9 1 7 1	7 1 5 7 1 5 7 1 5	5.9 5.9 5.9 5.0	18 18 18 21	1 5.6 1 5.6 1 5.6 1 4.8	1 1 1		1 1 1 1 1		1 1 1 1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都市	ħ I	市													1										1					$\neg$
		·								□+==	เ⇔∧÷	+ 色 不 ‡	7 宏祥.	<b>۵</b>	±45 <del>/ -</del> 1	± 1.4.1 (4	<b>生000</b> を	W0)1-	# <i>ベノ</i>	±4+ <del></del> -	ጎ ፡ <b>᠘</b> ፡+ / ፟	±100 &	<b>ΦΕ\</b> Ι=:	サベノ	(内数)			(内数)		
道	≖	EZ.	目標	票設定の対象	である著	<b>閣議会等</b>	の目標	及び現物	犬値	日標設	定のメ	可家でめ 範囲	る審議	会寺の		自治法()  議会等				地力!	自治法(第 員会等)	月180余 こおける	のりに	基づく 況	市町	T村防災		市町	<b>T村防災</b>	
府田	hτ	区										+6 1221			-	11100 22 37 1	-0517 @	э <u>т</u> /11 (X.	,,,,		<b>A</b> A 411	-0517 @	) <del>II</del> / II / V	.,,,,	(	委員のみ	<b>,</b> )	(会	€長を含む	단)
7/13	'n	L																												
県	寸	田丁	_		壶	2+		=+	,					/	壶	2+	ĺ	~ _	,	<b>=</b>	<b>=</b> +	ı	<b>2</b> +	,		<b>=</b> +	,		2+	١, ١
1_1.	.		目標	目	審議	うち	総	うち	女性				/		審議	うち 女を	illers	うち 女等	女性比率	審議	うち <i>キャ</i>	iliano.	うち 女等	女性	総	うち	女性	総	うち	女性
-   :	1	村	値	標	会	女を 性含	委員	女等 性数	性比率							女を 性含	委員	性数	比	会	女を 性含	委員	性数	性比率	委員	女数 性	性比率	委員	女数 性	性比率
1		11		年 度	会等	委む	貝 数								会等	委む	貝 数	委	率	会等	委む	貝 数		率	貝 数	委	率	<sub>貝</sub> 数		率
			(%)	汉	数	員数	30	委員	(%)	_					数	員数	333	員	(%)	数	員数	双	委員	(%)	双	委員	(%)	30	委 員	(%)
ドー	*	名																											$\longmapsto$	
	7														44	41	550	174	31.6	10	3	27	3	11.1						
	<b>一</b> 札	幌市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	_	館市		_											0	0	0	0		0	0	0								
		樽市		_											0	0	0	0		0	0	0								
		川市		_											0	0	0	0		0	0	0								
		東市													0	0	0	_		0	0	0								
		路市		_											0	0	0	0		0	0	0	0							
	_	広市													0	0	0	0		1	0	2	0	0.0						
		見市		_											2	2	48	14	29.2	0	0	0	0							
	<b>1</b> 9	張市		_											0	0	0	0		0	0	0	0							
	/ 岩	見沢市		_											0	0	0	0		0	0	0	0							
	網	走市		_											2	2	32	9	28.1	0	0	0	0							
	留	萌市		_											0	0	0	0		0	0	0	0							
	苫	小牧市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	稚	内市		_											1	1	15	5	33.3	0	0	0	0							$\overline{}$
	/ 美	唄市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	芦	別市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	江	別市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	一赤	平市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	紋	別市									$\setminus$			$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$					
	<b>∕</b>  ±	別市													0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$					
	名	寄市													2	2	46	18	39.1	0	0	0	0							
	<u> [</u>	笠市													0	0	0	0		0	0	0								
		室市										$\angle$	_	/	0	0	0			0	0	0			$\leq$					
$\angle$	_	·歳市			/				$\angle$				/	/	0	0	0			0	0	0			$ \angle $	$\angle$		$\angle$		
$\angle$		川市				/	$\angle$					/	/		0	0	0			0	0	0			$\angle$	$\angle$		$\angle$		
	_	川市													0	0	0	_		0	0	0	_		$\angle$	$\angle$	/			
$\angle$		志内市			/		$\angle$		/				/	_	0	0	0	·		0	0	0			$\leq$	$\angle$	/	$\angle$		
		川市			/	/	$\angle$		/			/	/	_	1	1	24		37.5	0	0	0			$\angle$	/	/	/		
$\mathbb{Z}$	_	良野市													2	2	25		24.0	1	0	2	0		$ \angle $		/	$\angle$		
	_	別市													0	0	0	0		0	0	0			$\angle$		/			
$\mathbb{Z}$		庭市												/	0	0	0	0		0	0	0			$ \angle $		/			
$\mathbb{Z}$		達市	/			$\leq$					$\leq$		$\leq$	/	0	0	0			1	0	2	0			$\angle$	/	$ \angle $		
$\mathbb{Z}$	_	広島市	/			$\leq$	$\leq$	$\angle$		$\angle$	$\leq$	$\leq$	$\leq$	/	0	0	0			1	0	3	0			$\angle$	/	$ \angle $		<
	_	狩市								/					0	0	0			1	1	3		00.0	$ \angle $	$\angle$	/			
$\mathbb{Z}$	_	斗市					$\prec$			$\angle$					0	0	0			0	0	0			$ \angle $	$\angle$	$\angle$	$ \angle $		
$\mathbb{Z}$		別町					$\angle$			$\angle$					0	0	0	0		1	1	3				$\prec$	/	$ \angle $		
$\angle$	新	篠津村													0	0	0	0		0	0	0	0							

都	市	市																												$\neg$
		.,,-								p <del>i</del> ≡≕л	ゆのた	もでも	る審議:	4年の	₩+	<b>台海</b> (4	生いい久	の3)に基	ŧづノ	地方自	公土/竺	100冬	<b>Ω</b> Ε\ -1	サベノ	(内数)			(内数)		
道	区	区	目相	票設定の対象	である著	審議会等	の目標	及び現れ	犬値	日保政	え 正の ダ	りまじめ 範囲	る番::	云寺の				かる)に基					登用状			対防災			村防災金	
府	町	<u> </u>														-									(5	委員のみ	<b>(</b> )	(云:	長を含む	(ز
									l					_																
県	村	町	目	_	審	うち	445	うち	女						審	うち	445	うち	<b>4</b>	審う	i5	445	うち	#	445	うち	#	,,, I	うち	<b>≠</b>
=	⊐ I		標	目標	議	女を	総委	女等	性						議	女を	総委	女等	性	議	女を	総 委	女等	女性比	総委	女数	女 性	総委	女数	女 性
$\mathbf{I}_{i}\mathbf{I}$	. 1	村	値	年	会等	性含	委員	性数	比率			/			会等	性含	員	性数	女性比率		性含	員	性数	比率	員	性	比率	員	性	比 率
	'		(%)	度	数	委む員数	数	委員	(%)	_	/				数	委む 員数	数	委員	<del>=</del> (%)		委む 員数	数	委員	(%)	数	委員	(%)	数	委員	<del>4</del> (%)
ド	ド	名			-	只双		只								貝双		只			只双		只			只			只	
		松前町										/		/	1	1	5	2	40.0	0	0	0	0		$\setminus$					$\overline{}$
		福島町										$\setminus$		$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$					$\leq$
$\angle$	_	知内町			_	$\angle$	$\angle$		/	$\angle$	_	$\angle$	/	/	0	0	0			0	0	0	0		$\angle$		$\angle$			$\leq$
//	_	木古内町			/	$\sim$	$\leq$			$\leq$	_	$\leq$	/	$\leq$	0	0	0			0	0	0	0		_		$\sim$			
$\times$	_	七飯町 鹿部町					$\leftarrow$			$\overline{}$	-			$\sim$	0	0	0			0	0	0	0		-				$\overline{}$	
$\mathcal{H}$	_	<sup>鹿郡町</sup> 森町	$\overline{}$	_		$\overline{}$	$\leftarrow$			$\overline{}$	-	$\sim$		$\overline{}$	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$				$\overline{}$	$\sim$
K	_	八雲町		_							$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\hookrightarrow$
$\mathcal{L}$		長万部町		_						$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\overline{}$
		江差町		_											0	0	0	0		0	0	0	0							$\supset$
	7	上ノ国町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
		厚沢部町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\geq$
$\square$	_	乙部町			$\angle$	$\angle$	$\leq$			$\angle$	_	$\angle$	$\angle$	$\angle$	1	1	6		33.3	0	0	0	0		$\angle$					
$\angle$	_	奥尻町			/	$\angle$	$\leq$			$\angle$	_	$\leq$	/	$\leq$	0	0	0	-		0	0	0	0		_					
$\vee$	_	今金町								$\overline{}$	<	$\leq$		$\leq$	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$					$\prec$
H	_	せたな町 島牧村					$\leftarrow$			$\overline{}$	$\leftarrow$	$\sim$		$\sim$	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$				$\overline{}$	$ \leftarrow $
$\mathcal{L}$	_	寿都町		_						$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	1	0	22	0	0.0	0	0	0	0		$\overline{}$				$\overline{}$	$ \leq $
$\mathcal{L}$	_	黒松内町		_						$\overline{}$	$\overline{}$				2	2	12	6	50.0	0	0	0	0							$\overline{}$
		蘭越町		_											0	0	0	0		0	0	0	0							$\supset$
	7	ニセコ町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		真狩村												$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0							$\geq$
$\square$	_	留寿都村			$\angle$					$\angle$	_	$\angle$		$\angle$	0	0	0			0	0	0	0		$\angle$					
$\angle$	_	喜茂別町			/	$\sim$	$\leq$			$\angle$	_	$\leq$	/	_	0	0	0			0	0	0	0		_					
$\vee$	_	京極町			$\sim$	$\leftarrow$	$\leftarrow$			$\overline{}$	< >	$\sim$	$\sim$	$\sim$	0	0	0			1	0	3	0		$\sim$					$ \langle                                   $
H		俱知安町 共和町	$\overline{}$			$\leftarrow$	$\leftarrow$			$\overline{}$	-	$\sim$		$\sim$	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$				$\leftarrow$	$ \leftarrow $
$\mathcal{H}$	_	岩内町									$\overline{}$				1	1	15	1	6.7	0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
	_	泊村		_											0	0	0	0	J.,	0	0	0	0							$\mathcal{A}$
	_	神恵内村		_						$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\supset$
	7	積丹町									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\supset$
		古平町													0	0	0	0		0	0	0	0							
	7	仁木町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\geq$
	_	余市町								$\angle$	_	/		/	0	0	0			0	0	0	0		/				$ \angle $	
	_	赤井川村				$\angle$	$\prec$				_	$\leq$		/	0	0	0			0	0	0	0		/					
//	_	南幌町					$\prec$				$\leq$	$\leq$		$\leq$	0	0	0			0	0	0	0						$\langle \rangle$	
+	_	奈井江町 上砂川町								$\overline{}$	$\leftarrow$	$\leftarrow$		$\leftarrow$	0	0	0			0	0	0	0						$ \longrightarrow $	$ \leftarrow$
$\mathcal{H}$	_	由仁町		_							$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\hookrightarrow$
		長沼町		_							$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\overline{}$
		栗山町									$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	
	_	月形町		_											2	2	11	4	36.4	0	0	0	0							$\supset$

都	市	市																												$\neg$
										日標記	定の対	l 象であ	る審議	会等の	地方的	自治法(質	至202条	<b>თ</b> ვ)(=∃	其づく	地方白	治法(智	€180冬	の5)に	其づく	(内数)			(内数)		
道	ᅜ	区	目相	票設定の対象	である	審議会等	の目標	及び現り	<b>ド値</b>		(AE 07 A)	範囲	·О Ш·нх.	A 47 07		議会等							登用状			「村防災 委員のみ			村防災会 長を含む	
府	町	_																							(3	Z 54 0707	-,	(Д.	XCD0	<i>'</i>
県	村	町												$\overline{}$																-
		,	且	目	審	うち	総	うち	女						審	うち	総	うち	女	-44	うち	総	うち	女	総	うち	女 性	1665	うち	女
コ	_	村	標 値	標	議	女を 性含	委員	女等 性数	性比						議	女を 性含	委員	女等 性数	性比	議	女を 性含	委	女等 性数	女性比率	委員	女数	性比	委	女数 性	女性 比率
1	Τ	ſΥ		年度	会等	委む	員 数		比率						会等	性点委む	員 数	委	女性比率	等	性さ	員数		率	員 数	性委	比率		委	率
		_	(%)	泛	数	員数	奴	委員	(%)	_					数	員数	奴	員	(%)		員数	奴	委員	(%)	奴	委員	(%)	奴	委 員	(%)
ド	ド	名 浦臼町													0	0	0	0		0	0	0	0						$\rightarrow$	$\overline{}$
H	$\overline{}$	新十津川町	$\overline{}$			$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\Rightarrow$
	$\overline{}$	妹背牛町		_							$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\supset$
		秩父別町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\geq$
		雨竜町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
	$\overline{}$	北竜町				$\overline{}$									0	0	0	0		0	0	0	0							
$\square$	$\angle$	沼田町	$\angle$		$\angle$				$\angle$		$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	0	0	0			0	0	0	0		$\angle$	$\angle$	$\angle$			
$\angle$	4	鷹栖町	$\angle$		_	$\angle$	$\angle$		$\angle$		_	$\angle$	$\angle$	/	0	0	0			0	0	0	0		$\angle$	$\angle$	$\angle$			$\leq$
$\mathcal{L}$	4	東神楽町	/		$\sim$	/		/	_		<	$\sim$	$/\!\!-$	/	0	0	0		40.7	0	0	0	0		/	<	$\sim$			$\prec$
$\mathcal{L}$	$\leq$	当麻町 比布町	$\overline{}$		-	-			$\sim$		$\overline{}$	$\sim$	$\overline{}$	-	0	0	15 0		46.7	0	0	0	0		$\overline{}$	-	$\overline{}$		$\prec \!$	$\hookrightarrow$
H	$\leftarrow$	愛別町	$\overline{}$	_		$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$	$\sim$	$\overline{}$	$\overline{}$	0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$	-	$\overline{}$		$\overline{}$	$\hookrightarrow$
H	$\overline{}$	上川町	$\overline{}$	_					$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\supset$
	$\overline{}$	東川町		_							$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0							$\supset$
		美瑛町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\supset$
		上富良野町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
$\square$		中富良野町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
$\square$	4	南富良野町	$\angle$		$\angle$				$\angle$		$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\angle$	$\angle$	$\angle$			
$\square$	4	占冠村	$\angle$		$\angle$	$\angle$	$\angle$	/	$\angle$		$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	0	0	0			0	0	0	0		$\angle$	$\angle$	$\angle$			$\leq$
$\mathbb{Z}$	$\leq$	和寒町	/		/	$\sim$			$\sim$		$\overline{}$	<	$\sim$	$\sim$	0	0	0			1	0	3	0		$\sim$	<	$\sim$			$\prec$
$\mathcal{L}$	$\leq$	剣淵町 下川町	$\sim$						$\leq$		-	$\leq$	$\sim$	$\leq$	0	0	0			0	0	0	0		$\sim$	$\leq$	$\sim$		$\prec \downarrow$	$\prec$
$\mathcal{H}$	$\leftarrow$	美深町	$\overline{}$	_					$\leftarrow$		-	$\leftarrow$	$\sim$	$\sim$	0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$	$\leftarrow$	$\overline{}$		$\prec \!$	$\hookrightarrow$
H	$\overline{}$	音威子府村	$\overline{}$	_					$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
1	$\overline{}$	中川町		_							$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$				$\overline{}$	$\supset$
		幌加内町													0	0	0			0	0	0	0							$\supset$
		増毛町													0	0	0			0	0	0	0						$\nearrow$	$\overline{}$
		小平町												/	0	0	0			0	0	0	0							$\overline{}$
	Z	苫前町									$\angle$				0	0	0			1	0	3	0							
$\square$	4	羽幌町				$\angle$			/		<	$\angle$			2	2	20	8	40.0	0	0	0	0			/				
$\mathbb{Z}$	4	初山別村				$\prec$			/		$\leq$			$\leq$	0	0	0	0		0	0	0	0						$ / \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! $	$\prec$
$\mathbb{H}$	$\langle \rangle$	遠別町 工物町									-			$\leftarrow$	0	0	0			0	0	0	0			<			$\prec \!\!\! +$	$\boldsymbol{\prec}$
H	$\prec$	天塩町 猿払村									-				0	0	0			0	0	0	0		$\overline{}$				$\prec \!$	$\hookrightarrow$
H	$\overline{}$	張払村 浜頓別町				$\leftarrow$					$\overline{}$			$\leftarrow$	0	0	0	_		0	0	0	0						$\prec \!$	$\Rightarrow$
H	$\overline{}$	中頓別町									$\overline{}$				0	0	0			0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	枝幸町		_							$\overline{}$				1	1	5	2	40.0	0	0	0	0						$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	豊富町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0						<del>-  </del>	$\overline{}$
		礼文町													0	0	0	0		0	0	0	0						<u> </u>	>
	$\overline{}$	利尻町													1	1	9	3	33.3	0	0	0	0			$\overline{}$				$\overline{}$
	$\angle$	利尻富士町												/	0	0	0	0		0	0	0	0							
		幌延町									$\angle$				0	0	0	0		0	0	0	0							

都「	市																												$\overline{}$
									+#=r	ኒቷልት	16	フ 中学	^**^	11b <del></del> r	5 : h : + / 4	5000 A	00\1= t	<b>ま</b> ご!	11h <del>-  -  -  -</del>	:/s:+/##	T100 / T	<b>⊘</b> =\!=‡	<b>≠</b> ~ ′ /	(内数)			(内数)		
道	区	目相	票設定の対象	である著	<b>F議会等</b>	の目標	及び現り	犬値	日標設	定のが	可家でめ 範囲	る審議	会寺の		自治法(質 議会等)							の5)に基 ・登用状え		市町	村防災		市町	村防災:	
府田														ш.		_00., 0					_00.70		,,	(3	委員のみ	<b>F</b> )	(会	長を含む	€)
						1		1							1														
県木	計 町	目	_	審	うち	40	うち	女						審	うち	[	うち	#	審う	is		うち	#	40	うち	#	40	うち	女
	1	標	目 標	議	女を	総系	女等	性			,	/		議	女を	形心	女等	女性比率	議 -	女を	Tives	女等	女 性 比	総系	女数	女性比	総委	女数	性
1.1.	村	値	年	会等	性含	委員	性数	比率			/			会等	性含	委員	性数	比密	会等	性含	委員	性数	比率	委員	性	比率	員	性	比率
1'1'		(%)	度	数	委む員数	数	委員	(%)		/				数	委む 員数	数	委員	<del>4</del> 4 (%)		委む 員数	数	委員	<del>4</del> (%)	数	委員	(%)	数	委員	(%)
F F	名			~	貝奴		貝							~	貝奴		共			貝奴		共			貝			貝	
	美幌町													3	2	31	8	25.8	0	0	0	0							
	津別町													0	0	0	0		0	0	0	0							
	斜里町	$\angle$		$\angle$	_			$\angle$	$\angle$	_	$\angle$	/	_	0	0	0	0		0	0	0				$\leq$		$\angle$		
	清里町	$\leq$		$\leq$	$\leq$				$\leq$	$\leq$	$\leq$	$\leq$	$\leq$	0	0	0	0		0	0	0			_			$\sim$		
	小清水町	$\sim$		$\leftarrow$	$\sim$				$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	0	0	0	0		0	0	0	0		-			$\sim$		
$\times$	訓子府町 置戸町	$\leftarrow$							$\overline{}$	$\sim$			$\sim$	0	0	0	0		0	0	0	0		-			$\leftarrow$	$\overline{}$	
K	佐呂間町													0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$			$\leftarrow$		
$\mathcal{L}$	遠軽町													2	2	30	12	40.0	0	0	0	0		$\overline{}$					
	湧別町													0	0	0	0		0	0	0	0							
	滝上町													0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$					
	興部町												$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0							
	西興部村													0	0	0	0		0	0	0			$\angle$					
	雄武町	$\angle$		$\angle$	_			$\angle$	$\angle$	_	$\angle$	/	_	0	0	0	0		0	0	0	0			$\leq$		$\angle$		
	大空町	$\leq$		<	$\sim$				/	$\sim$	$\sim$	/	$\sim$	0	0	0	0		0	0	0	0		_			$\angle$		
$\times$	豊浦町 七瞥町	$\sim$		$\leftarrow$	$\sim$				$\overline{}$	$\sim$		-	-	0	0	0	0		0	0	0			-			$\sim$	$\overline{}$	
$\mathcal{H}$	白老町	$\overline{}$							$\overline{}$	$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$			$\overline{}$		
K	厚真町	$\overline{}$	-						$\overline{}$			$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$			$\overline{}$		
	洞爺湖町													0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$					
	安平町													0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$					
	むかわ町													2	2	20	9	45.0	0	0	0	0							
	日高町								$\setminus$	$\setminus$			$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0								
	平取町	$\angle$		$\angle$	_			/	$\angle$	_	$\angle$	/	_	0	0	0	0		0	0	0	0			$\leq$		$\angle$		
	新冠町	$\angle$		<	/				$/\!\!\!/$	$\sim$	$\sim$	/	$\sim$	0	0	0	0		0	0	0			_			$\angle$		
	浦河町   様似町	$\sim$		$\leftarrow$	$\sim$				$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	0	2	17 0	7	41.2	0	0	0			-			$\sim$	$\overline{}$	
K	えりも町	$\leftarrow$							$\overline{}$	$\leftarrow$			$\sim$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\leftarrow$			$\leftarrow$		
$\mathcal{H}$	えりも町 新ひだか町													1	1	15	7	46.7	0	0	0	0		$\overline{}$					$\overline{}$
	音更町													2	2	50	13	26.0	0	0	0								
	士幌町													0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$					
	上士幌町													0	0	0	0		0	0	0								
	鹿追町									$\overline{}$			$\overline{}$	0	0	0	0		0	0	0	0							
	新得町													0	0	0	0		0	0	0	0							
	清水町									/			/	0	0	0	0		0	0	0	0							
//	芽室町			$\prec$									$\leq$	0	0	0	0		0	0	0			<					
$/\!\!\!\!/$	中札内村	/											$\leq$	0	0	5 0	0	0.0	0	0	0			< >					
<del>//</del>	更別村 大樹町												$\leftarrow$	1	1	11	0 5	45.5	0	0	0	0		-			$\leftarrow$		$\leftarrow$
$\mathcal{K}$	人倒可													1	1	11	5	45.5	0	0	0			-					$\overline{}$
$\mathcal{H}$	幕別町													2	2	25	3	12.0	0	0	0			$\overline{}$					$\overline{}$
	池田町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		_		_	-	_	_		_			-																	

都	市	市																												$\neg$
'alı	112	112																							(内数)			(内数)		
道	区		目標	票設定の対象	である著	審議会等	の目標	及び現れ	忧値	目標設	定の対		る審議	会等の				(の3)に		地方	自治法(領	第180条	の5)に	基づく		T村防災	会議		村防災:	会議
	<b>_</b>	区										範囲			番	議会寺	こおける	<b>登用状</b>	<b>江</b>	妥	員会等	こおける	<b>登用</b> 状	况		委員のみ		(会	長を含む	다)
府	町																													
県	村	町																												ı
711	.,		且	目	審	うち	総	うち	女							うち	総	うち	女	審	うち	総	うち	女	総	うち	女	総	うち	女
コ	コ		標値	標	議	女を	委	女等	性 比						議	女を	委	女等	性比	議	女を	委	女等	性比	総委員	女数	性比	総委	女数	性比
	1	村	胆	年	会等	性含委む	員	性数	率						会等	性宮	員	性数 委	女性比率	会等	性含	員 数	性数	女性比率	員	性系	女性比率	員数	性系	率
1'1	•		(%)	度	数	員数	数	委員	(%)						数	性委員数	数	女員	(%)	数	委む 員数	数	委員	(%)	数	委員	(%)	数	委員	(%)
ド	ド	名				22.32.										200					2020									1
	7	豊頃町							$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							
	/	本別町													2	2	15	6	40.0	0	0	0	0							
	$\overline{}$	足寄町									$\overline{}$				1	1	10	3	30.0	0	0	0	0							$\supset$
	/	陸別町									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\supset$
	$\overline{Z}$	浦幌町												$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		
	/	釧路町	$\setminus$						$\backslash$			$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		
	_	厚岸町									$\angle$			$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		
	_	浜中町	$\setminus$								$\angle$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		
	_	標茶町									_				0	0	0	0		0	0	0	0		$\backslash$					
	_	弟子屈町									_				0	0	0	0		0	0	0	0							
	_	鶴居村									_				0	0	0	0		0	0	0	0		$\angle$					
	<u> </u>	白糠町									_				0	0	0	0		0	0	0	0							
	Z	別海町									$\overline{Z}$				0	0	0	0		0	0	0	0							
	<u> </u>	中標津町									_				0	0	0	0		0	0	0	0							
	Z	標津町							$\overline{}$		$\overline{Z}$				0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{Z}$					
	<u> </u>	羅臼町							$\overline{}$		_				0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

調査時点コード	- 1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他

	都市	市	I											管理職の	の在職制	大況													I	職務上の	の地位別	職員在	職状況					調		$\neg$
		区				5 b An /		1											- An /=						An /= 71 m/s	+						1				An /=-	T 760			
		⊞⊤	管		_				' ' ' ' ' ' '	5	女	部「			次	うち	女		5一般行			うち	女			4	長うち	女	課	o一般行			うち	女	75	一般行			そ の	他
			職	管	性	理うち職を押	女性比	長相	1	女	性比	局長	うち 女	性比	相		性	次 長 相	うち 女	性比	相		性比	課 長 相	が女性と	4	佐 女	性比	長補佐	うち 女	性比	相	女	性比	係長相	うち 女	性比		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
1   10   10   10   10   10   10   10	1 1		数数		率	総性職数管数	率 (%)	当職	1 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		(%)	祖 当 職	性 数	率 (%)		性 数	半(%)	当職	性 数	率 (%)		性 数	半 (%)	当職	数 (%)	٠ =	当数	(%)	相当	性 数	率 (%)	戦		半(%)	当	性 数	率 (%)	1		
March   Marc	FF	2	7 5 0 7	1.005	12.2	E 21 E 42	2 01	1.2	226	120	0.0		20	60	464	70	15.7	226	22	10.1	E 007	010	12.0	4 227	360 0	ŧ		25.1		420	10.7	12 507	2 700	27.5	0.212	1 016	10.7	4		
No.   September   178   62   131   17   17   18   16   60   61   24   18   17   17   18   18   18   18   18	1 100	札幌市						_							404	/3	10.7	320	33	10.1						_	5,101 /92	2 20.1	2,295	430	10.7							1		
To be   Substitute   Substitu			278	42	15.1			ļ ļ	45	4			4						2								9 2	22.2		0						56	13.7			
Tool graph					_					3			0						4								0 (	100			17.0									
1   201								_		2		8	0		10	4			0							_	5 (		3											
18   18   18   18   18   18   18   18							_			13		21	2		37	5		26	2								277 72		162	38								1		$\neg$
Tool   Bages   Tool   Cool   Tool   Tool   Cool   Tool	1 207									1			1						1								78 20	25.6		19	39.6							1		
1   12	1 200								21	1	4.8	20	1	5.0	34	1	2.9	32	1	3.1							0 0	15.0	·	0	10.2							1		
1 21									53	4	7.5	11	0	0.0	9	1	11.1	8	1	12.5							20 .	15.0	- ''	2	10.2	_								-
Table   Tabl	1 211	網走市	61	3	4.9	52 2		3	12	·	0.0		0		4	0		2	0		45	3	6.7	39	2 5.	1						55	2	3.6	48	1	2.1			
1   12   14   14   15   15   15   16   16   16   16   16								_				6	0																5	0								1		
1   12   12   13   14   15   15   15   15   15   16   17   18   18   18   18   18   18   19   19										3		16	2		31	8		24	4								86 24	27.9	_	21	40.4									$\overline{}$
1   12   12   13   13   13   13   13										1		8	0		0	0	60.7	0	0	100.0							40 10	25.0		4	16.0							1		
1   12   12   12   13   15   15   15   16   10   10   10   10   10   10   10				10						2		4	1																									1		
1   1   1   2   2   2   2   2   3   4   7   5   6   3   4   7   5   6   2   5   6   2   5   7   7   7   9   9   0   0   0   0   0   0   0   0				15				_	14	1	7.1	11	0	0.0	19	0	0.0	16	0	0.0																		1		
1   20   2   2   2   2   2   3   4   3   3   4   3   3   4   3   3				1					0	0	0.0	0	0		0	0		0	0									16.7		3	10.3	_						1		
1 日 222 医療術 151 48 925 72 15 208 44 2 7 16 10 11 10 15 18 42 1 7 2 288 9 34 378 75 12 218 9 1 15 16 17 17 7 7 20 20 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									9	v			v		8	0	0.0	8	0	0.0				44	6 12		,	1 35.9	·	14	35.9								平成31年4月	818
1   224   東京									42	7		10	1		19	8		7	2									. 00.0			00.0								1 /2,01 - 1/	71H
1   225   24   千金市								_	5	0		4	0		0	0		0	0								0 (	)	0	0			8					2		
1   225   注目   1   225   注目   225   注目   225   注目   225										2			0		07		111	10		0.0								1										1		
1 227 歌声所布 34 6 178 22 4 1 42 2 8 4 14.3 24 4 167 119 59 486 48 21 438 1 1 22 数字形布 34 6 178 12 22 数字形布 34 6 178 12 22 数字形布 34 6 178 12 22 11.1 6 0 0 0.0 0 0 0 0 0 0 66 17 258 39 8 205 144 2 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										0			0		27	3	11.1	18	0	0.0							34 10	29.4	31	7	22.6							1		
1 228 選別市 84 19 226 45 8 178 18 2 111 6 0 00 0 0 0 6 6 17 258 39 8 205 54 20 370 25 7 280 88 41 418 70 24 343 1 1 2 30 登別市 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										3		8	0		0	0		0	0											4		_						1		
1 229 室屋野市         51         10         19.6         42         6         14.3         7         0         0.0         7         0         0.0         1         4         10         22.7         35         6         1.1         1         23.0         整別市         88         8         9.1         0																																_						1		
1 230 般所布 88 8 9.1 0 0 0 9 0 0.0 14 1 7.1 0 66 7 10.8 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 2 4 1 1 1 1 2 2 4 1 1 1 2 3 1 2 4 1 1 1 2 3 1 2 4 1 1 1 2 3 1 2 4 1 1 1 1 2 3 1 2 4 1 1 1 1 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									18			6	0		0	0		0	0								54 20	37.0	25	7	28.0							1		
1         231         態度符         96         8         8.3         75         7         9.3         10         0         0         22         2         9.1         19         2         10.5         64         6         9.4         48         5         10.4         177         50         28.2         11.2         27         24.1         1         233         45.2         5         7         33         2         6.1         3         3         100.0         88         14         16.9         66         8         12.1         1         233         15.2         15.1         6.6         8         12.1         1         23         15.2         15.7         33         2         6.1         3         3         0         0         0         4         10         8         14         16.9         6         8         12.1         1         2         15.7         6         9         4         5.8         19         0					_		_		/ q	0		/	0	0.0	14	1	7.1							35	6 17.	1		1	1						56	8	14.3			
1 233 伊達市         45 3 6.7 41 2 4.9 9 10 1 100 8 0 0.0         1 100 8 0 0.0         0 0 0 1 1 0 0.0         35 2 5.7 33 2 2 6.1 3 3 100.0         3 100.0         83 14 16.9 66 8 12.1 1         1 23 1 2 1 1           1 234 比広島市         82 9 11.0 56 5 8 9 15 1 6.7 15 1 6.7 12 1 8.3 3 0 0.0         1 2 1 8 8 1 2 1 1 1 0 0.0         1 2 1 8 1 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 4 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 3 1 0 0.0         1 4 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0         1 5 1 0 0.0								-	10	0		8	0	0.0	22	2		19	2	10.5				48	5 10.4	4									112	27	24.1			$\overline{}$
1 235       石狩市       80       6       7.5       69       4       5.8       19       0       0.0       16       0       0       3       0       0.0       55       6       10.3       50       4       8.0       4       0       0.0       158       32       2.03       124       19       15.3       1         1 236       比斗市       40       3       7.5       40       3       7.5       12       0       0.0       12       0.0       0	1 233			3	6.7		2 4.9	)	10	1		8	0	0.0												1	3 3	100.0				83		16.9	66	8	12.1	1		
1 236       北斗市       40       3       7.5       40       3       7.5       12       0       0.0       12       0.0        0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0        0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0       0        0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0 (</td> <td>)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td>										1			1		3	0		1	0								0 (	)	0	0										
1 303 当別町         32 0 0 0.0 32 0 0 0.0 32 0 0 0.0 10 0 0.0 10 0 0.0 0 0 0 0 0 0 0										0			0		3	0	0.0	3	0	0.0							4 (	0.0	3	0	0.0									
1 304 新篠津村 8 0 0 0 8 0 0 0 0 8 0 0 0 0 8 0 0 0 0										0			0		0	0		0	0								0 (	)	0	0										$\neg$
1 332         福島町         10         1 1 0.0         9         0 0.0         0																Ľ						0					5 (	0.0	4	0	0.0									
1 333 加内町         10 0 0.0 10 0 0 0								_																						1										
1 334 木古内町   13 0 0.0   13 0 0.0   13 0 0.0   13 0 0.0   13 0 0.0   13 0 0.0   13 0 0.0   13 0 0.0   14 0 0.0   15 0 0.0   15 0 0.0   16 0 0.0   17 0 0.0   18 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0 0.0   18 0.		100 -0 - 3							0	0		0	0		0	0		0	0								11 1	9.1	11	1	9.1								<b>.</b>	
1 337 七飯町       23       3 13.0       22       2 9.1       4 0 0.0       4 0 0.0       19       3 15.8       18       2 11.1       0 0.0       11       0 0.0       11       20       2 0 0.0       11       0 0.0       11       0 0.0       11       0 0.0       11       0 0.0       18       5 27.8       11       2 2.0       1       1       11       0 0.0       11       0 0.0       18       5 27.8       18       5 27.8       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       0       0.0       18       5 27.8       18       5 27.8       1       1       1       1       1       1       1       1       1       0       0       0       18       5 27.8       1       1       1       1       1       1       1       0       0       0       1       2       1       1       1       1       1       1       0       0       0       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1									-	-+	$\dashv$		-									0					0 (	1	U	U									1	
1       343       鹿部町       11       0       0.0       11       0       0.0       11       0       0.0       11       0       0.0       18       5       27.8       18       5       27.8       1         1       345       森町       44       2       4.5       28       2       7.1       35       11       31.4       11       0       0.0       70       24       34.3       45       10       22.2       1         1       346       八雲町       61       11       18.0       30       4       13.3       2       0       0.0       2       0       0.0       57       11       19.3       30       4       13.3       2       0       0.0       2       0       0.0       57       11       19.3       30       4       13.3       93       20       21.5       42       3       7.1       1         1       346       八雲町       17       2       11.8       11       19.3       30       4       13.3       2       0       0.0       49       6       12.2       4       3       12.4       18       1       10       0									4	0	0.0	4	0	0.0								3						1												-
1 346 八雲町     61 11 18.0 30 4 13.3 2 0 0.0     2 0 0.0     57 11 19.3 30 4 13.3 25 6 24.0 15 2 13.3 93 20 21.5 42 3 7.1 1       1 347 長万部町     24 3 12.5 16 0 0.0     24 3 12.5 16 0 0.0 3 1 33.3 22 0 0.0 49 6 12.2 29 4 13.8 1       1 361 江差町     17 2 11.8 11 1 9.1 1 1 9.1     17 2 11.8 11 1 9.1 10 1 10.0 8 0 0.0 39 16 41.0 29 7 13.8 1       1 362 上/国町     14 3 21.4 14 3 21.4 14 3 21.4 14 3 21.4 14 3 21.4 14 3 21.4 1     14 3 21.4 14 3 21.4 14 3 21.4 26 4 15.4 24 2 8.3 33 15 45.5 21 8 38.1 2	1 343	鹿部町	- 11	0	0.0	11 (	0.0	)															0.0	11	0.0	0	5		5					27.8	18	5	27.8	1		
1 347       長万部町       24       3 12.5       16       0 0.0       49       6 12.2       29       4 13.8       1         1 361       江差町       17       2 11.8       11       1 9.1       10       1 10.0       8       0 0.0       39       16       41.0       29       7 24.1       1         1 362       上/国町       14       3 21.4       14       3 21.4       14       3 21.4       26       4 15.4       24       2       8.3       33       15       45.5       21       8 38.1       2	. 0.10								_				[																11	0								1		
1     361     江差町     17     2     11.8     11     1     9.1     9.1     10     1     10.0     8     0     0.0     39     16     41.0     29     7     24.1     1       1     362     上/国町     14     3     21.4     14     3     21.4     14     3     21.4     24     2     8.3     33     15     45.5     21     8     38.1     2									2	0	0.0				2	0	0.0										25 6			2		_							<del>                                     </del>	
1 362 上/国町 14 3 21.4 14 3 21.4 14 3 21.4 1 3 21.4 1 3 21.4 1 3 21.4 1 3 21.4 1 3 21.4 1 3 21.4 26 4 15.4 24 2 8.3 33 15 45.5 21 8 38.1 2					_			_	-	-+	$\dashv$															_	10			0		_								$\neg$
1 363 厘沢金剛 9 3 233 7 1 143 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				3	21.4		3 21.4	ı														_	21.4		3 21.4	4		15.4	24	2	8.3			45.5	21	8	38.1	2		
			9		33.3	7 1	14.3				耳										9	3	33.3	7			10 4	40.0	7	2	28.6	36		33.3	27		25.9	- 1		==
1 364   Z部町     18 2 11.1 14 0 0.0 15 0 0.0 27 8 29.6 16 0 0.0 1       1 367 原屋町     20 2 10.0 15 0 0.0 15 0 0.0 17 42.5 24 7 29.2 1									_																				5	0			_					1	<b></b>	
1 367 奥尻町     20 2 10.0 15 0 0.0     15 0 0.0     10 0 15 0 0.0     10 0 15 0 0.0     10 0 19 4 21.1 9 0.0 40 17 42.5 24 7 29.2 1       1 370 今金町     61 6 9.8 49 2 4.1     2 4.1     20 2 10.0 15 0.0 19 4 21.1 9 0.0 40 17 42.5 24 7 29.2 1	. 007				_		, 0.0																						9 22	2								1		
1 370   7並用										-																				6								1		$\neg$

141	市市市												管理職の	の在職も	状況															職務上の	の地位別	職員在	職状況					調		
	区町				j:	ち一般行	政職				うち	5一般行i	政職					5一般行	政職				うち	一般行政	<b>対職</b>	課			- 5 <sup>1</sup>	ち一般行	<b>T</b> 政職				うち	一般行政	:職	查時		
	村 町	管理	うち	女				部局	うち	女			<b>≠</b>	次	うち	女	次		<b>≠</b>	課長相	うち	女				長補	うち	女 性	課		<b>4</b>		うち	女	係		<b>4</b>		そ	の 他
⊐	」 村	職総	管 女理	性	理職	うち 女理	性比	局長相当	女	女性比率	長担	うち 女 性 数	性比率(%)	長相当	女性	女性比率	長相	うち 女性 数	性比率	相当	女	女性比率(%)	課長相	うち 女 性 数	女性比率(%)	佐相	女 性	比率	長補佐相当	うち 女 性	性比率	長相当	女	女性比率(%)	長相当職	うち 女 性 数	性比率	⊐		
1	'	数	性職 数	率	管理職総数	うち 女理 性職 管数	女 性 比 率 (%)	当職	性 数	(%)	部局長相当職	数	率 (%)	職	数	(%)	当職	数	率 (%)	職	性 数	(%)	当職	1生 数	率 (%)	当職	数	(%)	相当	数	率 (%)	職	性 数	(%)	当職	数	率 (%)	1		
	ド 名 91 島牧村	9	0	0.0	8		0.0													9		0.0	8		0.0	10	3	30.0	職 7	1	14.3	14	2	14.3	10	0	0.0	۴ 1		
	92 寿都町 93 黒松内町	12 11		+				1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0	10 11	1	10.0	10 10	1	10.0	12		16.7	11	0	18.2	20 16		10.0 6.3	20 14	2	10.0	1		
1 3	94 蘭越町	14	0	0.0	13	0	0.0													14		0.0	13		0.0	17	_	17.6	12	2	16.7	37	11	29.7	34	10	29.4	1		
	95 二セコ町 96 真狩村	21 13		19.0 7.7			20.0 8.3		1											21 13		19.0 7.7	20 12	1	20.0 8.3							39 25		23.1 20.0	36 21	4	19.4 19.0	1		
	97 留寿都村 98 喜茂別町	13 11		0.0 9.1			0.0 9.1							3	1	33.3	3	1	33.3	13	0	0.0	13	0	0.0	2	2	100.0	2	2	100.0	17 20		47.1 30.0	17 19	8	47.1 26.3	1 2		
1 3	99 京極町	16	3	18.8	14	1	7.1									00.0	Ů		00.0	16	3	18.8	14	1	7.1	3	1	33.3	2	0	0.0	24	8	33.3	20	4	20.0	1		
	00 俱知安町 01 共和町	18 14		5.6 7.1			7.1 9.1	0	0		0	0		0	0		0	0		18 14	1	5.6 7.1	14 11	1	7.1 9.1	23 5	6	26.1	20 4	6	30.0 0.0	58 37		25.9 24.3	46 31	5	10.9 16.1	1		
1 4	02 岩内町 03 泊村	32 11		9.4 9.1	28	1	3.6 9.1	6	0	0.0	6	0	0.0	-	0	0.0	4	0	0.0	26 10	3	11.5	22 10	1	4.5 10.0	10	F	50.0	10	E	50.0	46 8			36 8	5	13.9 12.5	1		=
1 4	04 神恵内村	10	0	0.0	10	0	0.0				U				U	0.0		U	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	6	3	50.0	3	0	0.0	11	1	9.1	9	0	0.0	1		
	05 積丹町 06 古平町	13 8		7.7 25.0		1 2	7.7 28.6	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	13 6	2	7.7	13 5	1 2	7.7 40.0	19 1	8	42.1 0.0	19 1	8	42.1 0.0	33	4	0.0 12.1	28	0	0.0 14.3	1		
1 4	07 仁木町 08 余市町	20 27		15.0 3.7	17		11.8 4.0		, ,	0.0	ļ.,		0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	19 20	3	15.8 5.0	16	2	12.5 5.6	44		20.5	32	6	18.8	20 54	4	20.0 31.5	20 44	4	20.0 34.1	1 2		
1 4	09 赤井川村	8		12.5	8	0	0.0		0	0.0		0	0.0	2	1	50.0	2	U	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	11		0.0	11		0.0	1		
	23 南幌町 24 奈井江町	11 34	1 8	9.1 23.5			9.1 13.0	2		0.0										11 32	1 8	9.1 3 25.0	11 23	1	9.1 13.0	21 3	4	19.0 66.7	21	4	19.0 50.0	32	15	46.9	23	8	34.8	1		
1 4	25 上砂川町	9	2	22.2	9	2	22.2													9	2	22.2	9	2	22.2	6	0	0.0	6	0	0.0 25.0	13	5	38.5 34.4	13		38.5	1 2		
1 4	27 由仁町 28 長沼町	15	1	8.3 6.7	14	- 1	7.1													15	1	6.7	11	1	7.1	22	7	31.8	17	4	23.5	32 50	21	42.0	38		26.3	1		
	29 栗山町 30 月形町	48 14		20.8			20.8													48 14	10	20.8	48 10	10	20.8	6	. 2	33.3	4	2	50.0	39 26		38.5 23.1	39 20		38.5 25.0	1		
1 4	31 浦臼町	- 11	2	18.2	10	2	20.0													11	2	18.2	10	2	20.0	4	0	0.0	4	0	0.0	25	9	36.0	23		34.8	1		
	32 新十津川町 33 妹背牛町	8 11		12.5 9.1			12.5 9.1													11	1	12.5 9.1	11	1	12.5 9.1	38 15	_	13.2 20.0	35 15	3	8.6 20.0	12 21		16.7 23.8	21	5	11.1 23.8	2		
	34 秩父別町 36 雨竜町	10 9		0.0	9	v	0.0													10	1	0.0	9	1	0.0	11	3	27.3 36.4	7	4	0.0 36.4	16 13		18.8 23.1	9 13	2	22.2	1		
1 4	37 北竜町	13	2	15.4	10	2	20.0													13	2	15.4	10	2	20.0	10	5	50.0	6	2	33.3	17	8	47.1	11		27.3	1		
	38 沼田町 52 鷹栖町	11		18.2			10.0		-											11	0	18.2	10 11	0	10.0	14 10		7.1	12 7	1	8.3 14.3	33 38		24.2 28.9	26 31	9	26.9 29.0	3	令和2年7	7月29日
1 4	53 東神楽町 54 当麻町	18 13																		18 13	2	11.1	16 11	2	12.5 27.3	18 17	_	11.1 11.8	16 16		6.3 12.5	42 31	20 12		25 23	7	28.0 39.1	1		
1 4	55 比布町	9	0	0.0	9	0	0.0													9	0	0.0	9	0	0.0	14	4	28.6	14	4	28.6	21	8	38.1	21	8	38.1	1		
	56 愛別町 57 上川町	12 8		0.0					-	-										12 8	0	0.0	10 8	0	0.0	14 14	_	50.0 28.6	11 10		45.5 10.0	29 55		58.6 56.4	14 27	7 8	50.0 29.6	1		
1 4	58 東川町	28	8	28.6	24	4	16.7													28	8	28.6	24	4	16.7	16	_	31.3	14		28.6	46	28	60.9	15	11	73.3	2		
1 4	59 美瑛町 60 上富良野町	27 13	2	18.5 15.4	12	1	8.3													27 13	2	18.5	22 12	1	9.1 8.3	26 34		23.1 29.4	19 28		10.5 21.4	44 57	32		36 33	14	13.9 42.4	1		
	61 中富良野町 62 南富良野町	16 13		18.8 7.7			_												-	16 13	3	18.8 7.7	12 13	2	16.7 7.7	17	2	11.8 14.3	16 7	2	12.5 14.3	11 14		18.2 21.4	9	1 3	11.1 21.4	1		
1 4	63 占冠村	- 11	2	18.2	- 11	2	18.2													11	2	18.2	11	2	18.2	22	9	40.9	22	9	40.9	4	3	75.0	4	3	75.0	1		
	64 和寒町 65 剣淵町	13 14		7.7 28.6			/./					<del>                                     </del>								13 14	4	7.7	13 13	1	7.7 23.1	9 16	5	77.8 31.3	13	3 2	50.0 15.4	32 25		34.4 52.0	22 20	10	18.2 50.0	1		
1 4	68 下川町	18	1	5.6	12	0	0.0													18	1	5.6	12	0	0.0	50	6	12.0	29		6.9	44	19	43.2	25	8	32.0		令和2年7	/月1日
1 4	69 美深町 70 音威子府村	9		11.1 16.7	5	1	20.0													9 6	1	11.1 16.7	5	1	20.0	18 2	_	11.1 0.0	15 2	0	13.3	38 8	0	18.4 0.0	35 8	0	20.0 0.0	1		
	71 中川町 72 幌加内町	7 5	0	0.0															-	7	0	0.0	7	0	0.0	9 20	4	44.4 20.0	9	4	44.4	16 19		43.8 26.3	16	7	43.8	1		
1 4	81 増毛町	21	0	0.0	16	0	0.0	0	0		0	0		0	0		0	0		21	0	0.0	16	0	0.0	18	4	22.2	12	0	0.0	23	8	34.8	9	1	11.1	1		
	82 小平町 83 苫前町	15 10		6.7 10.0			10.0					-								15 10	1	6.7 10.0	14 10	1	10.0	12	2	0.0 25.0	11 8	2	0.0 25.0	29 13		17.2 23.1	18 13	3	0.0 23.1	1		
	84 羽幌町	17 8	0	_	16	0	0.0								_	0.0	,	0	0.0	17	_	0.0	16		0.0	5	1	20.0	4	0	0.0 50.0	45 14		15.6 14.3	39 10	5	12.8	1 2		
1 4	85 初山別村 86 遠別町	19	3	15.8	16	0	0.0	0	0		0	0		9	2	22.2	7	0	0.0	10	1	10.0	9	0	0.0	1	0	50.0 0.0	1	0	0.0	21	3	14.3	18		0.0	1		
1 4	87 天塩町 11 猿払村	29 13		24.1 7.7				1		0.0	1		0.0	15 1	5	33.3	12	3	25.0 0.0	14 11	2	9.1	10 9	1	10.0	15 12		33.3 25.0	12 10	3 2	25.0 20.0	30 30		16.7 30.0	28 17	5	17.9 17.6	3	令和2年7	/月1日
1 5	12 浜頓別町	17	2	11.8	11	0	0.0			0.0			0.0			0.0			0.0	17	2	11.8	11		0.0	8	2	25.0	6		0.0	37	17	45.9	21	6	28.6	1		
1 5	13 中頓別町	27	7	25.9	0	0														27	7	25.9				13	5	38.5	- 11	3	27.3	15	6	40.0	13	4	30.8	1		

,	ћ ћ _												管理職の	)在職状	:況															職務上の	の地位別	職員在	職状汤	2				調		
	区町		ı		) j	ち一般行	政職				うち	一般行正	<b>文職</b>		ĺ			ち一般行	政職				うち	一般行政	改職	課			<u>ځ</u>	ち一般行	T 政職				うち	一般行政	対職	查時		
	村 町	管理	うち	女	答			部局長	うち	女			<b>4</b>		うち	女	次		女		うち	女	課		<b>4</b>	長補	うち	女性	課長		<b>4</b>	係 長	うち	女	係		<b>4</b>	点	そ (	の 他
⊐	コ 村	職総	管 女理	性比率	理職	うち 女理 性職	女性比率	相	女性	女性比率	長担	うち 女 性 数	性 比 率 (%)	長 相 当	女 性	女性比率	長相	うち 女 性 数	性比率	長相当	女	女性比率	長相	うち 女 性 数	性比率(%)	佐相	女	比率	補佐相当	うち 女 性	性比率	相当	女	女性比率	長相当職	うち 女 性	性比率	_		
1	'	数	性職数	率	理職総数	性職 管数	率 (%)	当職	数	(%)	部局長相当職	数	率 (%)	職	数	(%)	当職	数	率 (%)	職	性 数	(%)	当職	1 <u>年</u> 数	率 (%)	当職	性 数	(%)	相当	数	率 (%)	職	性数	(%)	当職	数	率 (%)	1		
	ド 名 14 枝幸町	25	5	20.0	23	1	4.3													25	5	20.0	23	1	4.3	48	10	20.8	職 34	4	11.8	67	36	5 53.7	27	12	44.4	1		
	16 豊富町 17 礼文町	17 11	2	11.8 9.1					-											17 11	2	9.1	13 10	1	7.7	23	2	8.7 0.0	20	1 0	5.0 0.0			31.6	13 16		30.8 6.3	1	<u> </u>	
1 5	18 利尻町	13	0	0.0	12	0	0.0													13		0.0	12	0	0.0	3	1	33.3	2	0	0.0	25	-	7 28.0	16	3	18.8	1		
1 5	19 利尻富士町 20 幌延町	9	0	7.1 0.0	8	0	0.0													9	0	7.1	12 8	0	0.0	11	3	0.0 27.3	9	1	0.0 11.1	19		26.3 7 36.8	13 12		15.4 8.3	1		
	43 美幌町 44 津別町	65 8	9	13.8 12.5	31 8		6.5 12.5	17	7 2	11.8	7	0	0.0							48 8	7	14.6	24 8	2	8.3 12.5	8	2	25.0	8	2	25.0	88 25		27.3	39 25		15.4 28.0	1	<u> </u>	
1 5	45 斜里町 46 清里町	40 13	8	20.0	26 10		7.7	13	3 1	7.7	6	0	0.0							27	7	25.9	20	2	10.0	1	1	100.0	0	0		39	9	23.1	25 16	3	12.0	1		
1 5	47 小清水町	- 11	1	9.1	- 11	1	9.1													- 11	1	9.1	11	1	9.1	5	1	20.0	4 5	1	25.0 20.0	24 18	4	22.2	18	4	25.0 22.2	1		-
	49 訓子府町 50 置戸町	17 14	2	11.8 21.4	13 12		7.7 25.0		1			1								17 14	3	2 11.8 3 21.4	13 12	1	7.7 25.0	11 5		9.1 40.0	9	0	0.0 50.0	39 29		28.2	32 22		31.3 22.7	3	令和2年7	月1日
1 5	52 佐呂間町 55 遠軽町	16 32	1	6.3	16	1	6.3		6 0	0.0	_	0	0.0	0	0		0	0		16 26	1	6.3	16 23	1	6.3	17		35.3 14.8	17	6	35.3 16.0	34 91	10	38.2	34 52	13	38.2 17.3	1		
1 5	59 湧別町	20	0	0.0	20	0	0.0	Ľ		0.0	9	J	0.0	U	U		U	U		20	0	0.0	20	0	0.0	29		13.8	29 29		13.8	29	4	13.8	29	4	13.8	1		
	60 滝上町 61 興部町	17 17	0	0.0 5.9	14 12			1	1											17 17	1	0.0	14 12	0	0.0	10	4	40.0	9	3	33.3	34 39		8.8	27 24		11.1 33.3	1	<del>                                     </del>	
1 5	62 西興部村 63 雄武町	7 15	0	0.0 20.0	7 12		0.0 8.3		-											7 15	0	0.0	7 12	0	0.0 8.3	4 10	0	0.0 20.0	4	0	0.0	8 27	(	0.0	8 24	0	0.0 12.5	1		
1 5	64 大空町	22	0	0.0	22	0	0.0													22	٠	0.0	22		0.0	33	_	18.2	32	5	15.6	39	17	7 43.6	34	12	35.3	1		
	71 豊浦町 75 壮瞥町	15 10	4 0	26.7 0.0	14 10			4	4 1	25.0	3	0	0.0	2	2	100.0	2	2	100.0	9 10	1	11.1	9 10	1 0	11.1	7	1	0.0 14.3	6	0	0.0	17 8	2	2 11.8	16 7	1	6.3 14.3	1		
	78 白老町 81 厚真町	28 21	2	7.1 9.5	17 21		0.0		-											28 21	2	7.1 9.5	17 21	1 2	5.9 9.5	43 23		32.6 21.7	21 22	6	28.6 18.2	54 29		38.9 31.0	26 26		34.6 23.1	1		
1 5	84 洞爺湖町	20	0	0.0	20	0	0.0		4 0	0.0	4	0	0.0	0	0		0	0		16	0	0.0	16	0	0.0	20	8	40.0	16	4	25.0	29	13	3 44.8	25	9	36.0	1		
	85 安平町 86 むかわ町	19 19		0.0 5.3																19 19	1	0.0	19 16	0	0.0	24 22		12.5 18.2	24 21		12.5 14.3			9 19.6 5 31.9	46 41		19.6 29.3	1		
	01 日高町 02 平取町	28 26	5 5	17.9 19.2	25 17				-											28 26	5	17.9 19.2	25 17	2	8.0 11.8	90 38		35.6 23.7	82 36	22 9	26.8 25.0	77 43		45.5 37.2	44 29		45.5 13.8	1	<u> </u>	
1 6	04 新冠町	20	1	5.0	17	0	0.0													20	1	5.0	17		0.0	20		15.0	18		5.6	64	15	23.4	50	2	4.0	1		
1 6	07 浦河町 08 様似町	22 12	0	4.5 0.0	11	0	0.0													22 12	0	0.0	18 11	0	0.0	41 17	2	26.8 11.8	36 16	2	22.2 12.5	60 31	11	35.5	38 27	9	26.3 33.3	1		
	09 えりも町 10 新ひだか町	12 44	1	8.3 13.6	11 39			7	7 0	0.0	5	0	0.0	0	0		0	0		12 37	1	8.3 16.2	11 34	0 4	0.0	5 98		0.0 29.6	5 66	0 13	0.0 19.7	39 190		, 20.0	33 61		18.2 24.6	1	<u> </u>	
1 6	31 音更町 32 士幌町	42 22	4	9.5 18.2		3	7.7	9	9 1	11.1	9	1	11.1	2	0	0.0	2	0	0.0	31 19	3	9.7	28 18	2	7.1	7	5	71.4 36.4	2	0		84	10	15.5	68 38	6	8.8	1		
1 6	33 上士幌町	14		7.1	14	1	7.1	3	3 0	0.0	U	U		U	U		U	0		14	1	7.1	14	1	16.7 7.1	22	2	9.1	10 19	2	10.5	47 33		7 21.2	26	6	42.1 23.1	1		
	34 鹿追町 35 新得町	21 11	0	0.0 9.1	18 9															21 11	1	9.1	18 9	0	0.0	23 9	5	21.7	17 9	2	11.8	42 39		38.1 7 17.9	29 35		31.0 20.0	1	<u> </u>	
1 6	36 清水町	53 21	0	0.0 4.8		0	0.0	0	0	)	0	0		0	0		0	0		53 21	0	0.0	39	0	0.0	33 18	_	12.1 33.3	23	2	8.7	29	11	37.9	25		40.0	1		
1 6	37 芽室町 38 中札内村	22	4	18.2	19	4	21.1	9	9 1	11.1	8	1	12.5	2	0	0.0	2	0	0.0	11	3	27.3	9	3	33.3	0			0			56 26	(	3 23.1	23		26.1	1		
	39 更別村 41 大樹町	13 31	0 5	0.0 16.1				1	1-	-										13 31	5	0.0	13 21	0	0.0 9.5	11 9		9.1 22.2	8 5	0	0.0	22 43		7 31.8 2 23.3	15 20		20.0	3	令和2年7	月1日
1 6	42 広尾町 43 幕別町	15 34	0	0.0	15	0	0.0		9 0	0.0	q	0	0.0	0	0		0	0		15 25	0	0.0	15 25	0	0.0 12.0	17		47.1 0.0	13	4	30.8 0.0	47	18	38.3	26 58	3	11.5 12.1	1		
1 6	44 池田町	21	3	14.3	12	1	8.3		, 0	0.0	9	U	0.0	U	U		U	U		21		14.3	12	1	8.3	1	0	0.0	1	0	0.0	60	9	15.0	40	3	7.5	2		
	45 豊頃町 46 本別町	12 26		8.3 7.7			8.3 6.3		0 0		0	0		0	0		0	0		12 26		8.3	12 16	1	8.3 6.3	12 22		8.3 31.8	12 17	1 3	8.3 17.6			36.7 36.7	22 37		13.6 24.3	1	<del>                                     </del>	
1 6	47 足寄町 48 陸別町	12		16.7	11	2	18.2		1 -		_						_			12	2	16.7	11	2	18.2	36		16.7 12.5	30	0	0.0		13		33	5	15.2 19.0	1	Δ∓potr-	B10
1 6	49 浦幌町	15	0	0.0	14	0	0.0		, 0		0	0		U	U		0	U		15	0	0.0	14	0	0.0	18	5	27.8	12	0	0.0	38	9	23.7	21 30	3	10.0	1	令和2年7	нін
	61 釧路町 62 厚岸町	25 56	2 14	8.0 25.0	19 36		0.0	5	5 1	20.0	4	0	0.0	0	0		0	0		20 56	14	5.0 25.0	15 36	0 6	0.0 16.7	5 32	13	40.0 40.6	3 19	0 6	0.0 31.6	54 54		20.4	42 38		9.5 18.4	1	$\overline{}$	$\dashv$
1 6	63 浜中町	19 23	1	5.3 8.7	15	1	6.7		1											19 23	1	5.3	15 17	1	6.7			53.8	18		33.3	42 57	11	26.2	35 47	9	25.7	1		
1 6	64 標茶町 65 弟子屈町	21	1	4.8	18	1	5.6													21	1	4.8	18	1	5.6	26 19	3	15.8	18 17	б 2	11.8	41	11	26.8	32	6	12.8 18.8	1		
	67 鶴居村 68 白糠町	10 23	0	0.0 4.3				6	6 0	0.0										10 17	1	0.0 5.9	9	0	0.0	11 19		36.4 5.3	8	1	12.5	13 39		6 46.2 2 30.8	10	3	30.0	1	<del>-</del>	
1 6	91 別海町	54	7	13.0	36	3	8.3	17	7 2	11.8	8	1	12.5	8	0	0.0	8	0	0.0	29	5	17.2	20	2	10.0	39	17	43.6	20	3	15.0	59	30	50.8	33		24.2	1		
1 6	92 中標津町	65	12	18.5	42	3	7.1	12	4 2	16.7	8	1	12.5	1	0	0.0	1	0	0.0	52	10	19.2	33	2	6.1							82	28	34.1	61	17	27.9	1		

都	市区	市												管理職	の在職も	犬況														I	職務上0	の地位別	職員在	職状況					調			٦
府	⊞Ţ	区				<u>ځ</u>	ち一般行	政職	±π			うち	5一般行	政職				ð.	ち一般行	政職				うち	一般行	政職	課	[		うち	一般行	政職				うち	一般行	政職	時			
県	村	町	管理	うち	女性	管理	2+	女	局長	うち	女 性	部局	うち	女	次長	うち	女 性	次	うち	女	課長	うち	女 性	課	うち	女	長補	うち	女 性	課長	うち	女	係長	うち	女性	係	うち	女	点	そ	Ø	他
1	1	村	総数	女理性職	比率	理職総数	女理性職	比率(%)	相当	女性数	比 率 (%)	長相当	女性数	比率(%)	相当職	女性数	比 率 (%)	村出当時	女性数	比率	相当職	女性数	比 率 (%)	女相 当職	女性数	比率(%)	佐相当	女性数	比 率 (%)	佐相	女性数	比 率 (%)	相当職	女性数	比 率 (%)	村出当時	女性数	比率(%)	п 			
۴	۴	名		数		₹X	管数	(%)	職			職		(%)	,			抑化		(%)				柳		(%)	職			職		(%)				柳北		(%)	۴			
1	693	票津町	16	2	12.5	13	0	0.0													16	2	12.5	13	0	0.0	22	6	27.3	13	2	15.4	35	7	20.0	22	4	18.2	1			
1	694	羅臼町	22	4	18.2	17	2	11.8													22	4	18.2	17	2	11.8	2	0	0.0	2	0	0.0	43	10	23.3	27	8	29.6	2			

調査時点コード 1 令和2年4月1日 2 令和2年5月1日 3 その他

фф	/	1	1	1	1	-			市	区	町	村議会の議員の両3	立支援体	*	T	-	Tanana Tanana	24
医医		L'.	されましたか。T~2 のうちいずれか一つ を選択してください。	か。	観の規定はあり ますか。	2. 99 3. BB	記した規定記した規定	D両立の観 で1~4のう がある はないが、 が無く、運 が無く、通	理用上記の 日上も認め	ていない ていない		間12-6 間13-6 間13-6 間13-6 同13-6 同13-	間12-7 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	<u>即1:8</u> 開1:27で、1、を選択した場合 規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	スメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	たは提供されていますか。		査時を表する。
コー村	議会名	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 連用上認めている 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、 連用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、通 力に使用した事例も判断したこともない。		る。 3. 男女共同参画に関する研 修及びセクシュアル・ハラスメ ント防止に関する研修の両方	1. 人員及び場所の設置また は提供がされている。協時 のものも含む。 2. 保育に必要な場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されて いる。(物数: 10 表 要な場所の設 国本には場合があれている。 国本には場合があれている。 (国数のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。	ا ا
	1の合計	131	25	2	23	3	0		1	11			5		1	0	2	
	2の合計	9	106	8	103	52			57	89			19		1	0	1	
	3の合計 4の合計	6 33		121	5	17	20 108	20 100	20 101	11	18		9		2 175	0 179	0 176	
100 札幌市	札幌市議会	1	2	3	1	4		4					2		4	4	4	2
202 函館市	函館市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	1	1	函館市議会会議規則 第1章会議 第1節総別 第2条(欠席の届け出) 議員は、公務、 疾病、出産その他の事故のため出策できないときは、その理由を 付け、当日の開議等制までに譲長し届け出なければならない。□	2		4	4	4	1
203 小樽市	小樽市議会	1	2	3	2	4		2	2		4		2		4	4	4	1
204 旭川市	旭川市議会室間市議会室間市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		1	室南市議会議員の通称等の使用取扱要額 (通路等の使用) 第2条 議論は、議長の承認を受けたささは、次に掲げる事項を指 第3条又は総議場の助の戸路の氏似下これらを(通称等」という。) を使用することができる。 (2) 終課題、報告の組書類 (2) 終課題、報告の名と (3) 終記を記される名 (5) 終記及よび無数の申請 (5) 終記及よび無数の申請 (5) (6) となるとは、 (6) (1) 法無数収益をは (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	4	4	4	3 令和2年6月
206 釧路市	釧路市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	SCHOOL TONLY SOO	4	4	4	2
				1								帯広市議会条例						
207 帯広市	帯広市議会	1	2	3	3	4	4	2	2	1	2	第2条 議員は、疾病、出産その他の事由のため欠席、遅刻又は早退する とさには、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出 なければならない。	4		4	4	1	1
208 北見市	北見市議会	1	2	3	2	4		4					4		4	4	4	1
209 夕張市 210 岩見沢市	夕張市議会 岩見沢市議会	1 4	2	3	3	4	4	4	4	4	4		4		4	4	4	1
211 網走市	桐走市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4			4		4	4	4	2
212 留萌市	留萌市議会	1	1	3	2	4	4	4	4	1	4	留明市議会会議規則 第2条 議員は公務、疾病、出産その他の事故のため欠策、遅刻 又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。	4		4	4	4	1
213 苫小牧市	苫小牧市議会	1	1	3	2	4	4	1	1	1	1	苫小牧市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、家族の看護又は介護その他の 事故のため出席できないとさは、その理由を削け、当日の開議時 刻までに議長に届け出なければならない。	2		4	4	4	1
214 稚内市 215 美昭市	稚内市議会 美唱市議会	1	2 2	3	2	3	3 4	3 4	3	4	4		2 2		4	4	4	1
216 芦別市	芦別市議会	1	2	3	1	4	4	4	4	1	1	戸別市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出)第2条 議員は、疾病、出座その他 の審由のため欠席、遅刻又は早退でもとされ、その理由を付け、 当日の職場時間までに議長に届け出むければならない。	2		4	4	4	2
217 江別市 218 赤平市	江別市議会 赤平市議会	4	1	3	2	4	4	4		4			4		4	4	4	1
219 紋別市	紋別市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4		4	4	4	1
220 士別市	士別市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4		4	4	4	2
221 名寄市 222 三笠市	名寄市議会 三笠市議会	1 4	2	3	2	4	4	4		2	4		4		4	4	4 4	1 1
222 二並市 223 根室市	一並市議会 根室市議会	1	2	3	3	4		4	4				2	1	4	4	4	1
224 千歳市	千歳市議会	1	2	3	2	2	4	4	4	2	4		1	千歳市議会議員旧姓使用取扱要網 第3条 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除さ、 旧姓を使用することができる。	4	4	4	1
225 滝川市	淮川市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2		2		4	4	4	1
226 砂川市	砂川市議会 歌志内市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		1	歌志内市議会議員日姓使用取扱要綱 (承部) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を辞 ま、旧総を使用することができるものとする。 (1) 原理に関する国場と報 (2) 時対監禁・記録書類 (3) 特定観景・ (3) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	4	4	4	1
228 深川市	深川市議会					4		4		2		1	2					1.

	कं व	ŧ		/							市	×	町	村議会の議員の両立	支 援 体	制に関する調査				M		1
	町			て明記した規定(産休を含 む)があるか。1~4のいず	した場合 「欠席事由として明記 した規定」はいつ制定 されましたか。1~2 のうちいずれか一つ	た場合、 記取得することが可能な 記休業期限は、次のうち	選択した場合、体収の期間の報	以下の事 てください 1. 明書 2. 明書 3. 明書	由について 。 記した規定 記した規定 記した規定	(1~4のう がある はないが、 が無く、運	ちいずれ 運用上設 用上も認	かーつに い い い い い い な に い な に い な に い な に り た い な に り た い と い ら に り た に り た に り た に り た に り に り に り に り	○をつけ	間注金 用設施によって、を選択した場合 開設となって、を選択した場合 規則を及び独当部分の条文(本文)を記入してください。 か。	2-7 全において、通称又は旧 D使用を認めています	問12-7で、1. を選択した場合	間12-9 男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	図12-10 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	間12-12 園は-11 繊嚢の利用することのできる。政分野の男女共同参議の 授乳室等が議会に設置また。ために実施していることがあ は提供されていますか。 は提供されていますか。	查時	その他	
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	- *	Ħ	議会	2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	産前産後の就業制限( 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限( 期間以上である。	の 2. なし 3. その他 ) の	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の 介護	疾病	その他	め 5 2 5 選用 3 8 月上	いる。 明記した規定はないが、 月上認めている。 明記した規定がなく、運 上も認めていない。 田記! た相空がなく、通		修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研 修及びセクシュアル・ハラスメ ント防止に関する研修の両方 を行っている。	は提供がされている。(臨時 のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設			
Column   C	230 登別市	j	登別市議会	1	2	3	1	2	2	2	2	2	2		1	第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に現げる事項を除 き、自然を使用することができるのとする。 (2) 型型に関する自然を書類 (3) 経験報 (4) 経験・費用弁明・その他支給に関する書類 (5) 海泉機の裏の名義 (5) 海泉機の裏の名義 (7) で裁判の場合を提出時書 (7) で裁判の場合を提出時書 (9) 20 全の世界に関いて各種周出書類	4	4	4	1		
The Control				1														4		1		ł
											4	4	4			1		4		1	$\vdash \vdash \vdash$	i
																						ĺ
The part				1	2	3	1	2	2	2	2	1	1	第2条 議員は、疾病、出産その他の事故のため出席できないとき は、その理由(出産をその理由とする場合にあっては、その旨及び 期間)を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな い。	3		4	4	4	1		l
Company				1			1													1		ĺ
The color	304 新篠浦	<b>非村</b> 弟		1						2	2	2	2			1				1	$\vdash \vdash \vdash$	ĺ
127   SACT    SACTION	331 松前町	i γ		1													4	4	4	1		1
100   PAPIR    332 福島町	T #	高島町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	1	3	(欠席の届出)第3条 議員は、事故のため出席できないとき、その 理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出る。 2 議員	3		4	4	4	1			
100   京京内書画   10   2   2   2   1   1   2   2   2   1   1	333 知内爾	tr \$	四内町議会	1	1	3	2	4	4	4	4	2	4	し、3ヶ月以上の長期欠席については常に現状を議長に報告する。	4		4	4	4	2		l
No. 10								1				1	1	び、奈原の担当 電子へ 連貫は、海原のため出来できないときは、その理由をつ が、当日の知識神解すては最大でいしたがさればならない。 主義的音からにいても、海をはいめの前のとかり可以上野を開 があたる。または海原電影がでは、は横点を動かできなくのよく起か にしたさ、または海原を影ができると特殊があれる。またときの目標と では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の				4		1		
Diagram 등				•									-	要があるとき、その他の理由により議員活動ができなくなったと認 められるときは、その旨を議長に届け出なければならない。この場 合において、議員活動ができると判断される至ったときも、その旨を 議長に届け出るものとする。			*	*	•	2		
Diagram   Agringia   1   2   3   1   4   4   4   4   4   4   4   4   4	343 鹿部町 345 森町	T 8	能部町議会 装町議会	1 4	2	3	3		2	2	4	2	2				4 4	4	4 4	+	<b>├</b> ──	ĺ
Decompose	346 八雲町	ll 1	(雲町議会	1	2	3	1		4	4	4	4	- 4				4	4	4	1		ĺ
Discription	347 長万部	8町	<b>長万部町議</b> 3	1	1	3	2	3	3	3	3	2	3		2		4	4	4	1		1
Do   Page   P	361 江差町	Ţ	工差町議会	3	1	1	1	3		3	3	3	4		3		4	4	4	1	<b>↓</b>	1
2   2   2   2   2   3   2   4   4   4   4   1   1   1   1   1   1	362 上/国	RRT D	Eノ国町議会 E沢邨町時	2 a		1	+	2		2	2	2	2		4		4	4	4	2	+	ı
Disp    Dis	364 乙部計	リー 7 フ	テの、ロリキリ (株) 乙部町議会	1	2	3	2			4	4	4	4		4		4	4	4	1	$\vdash \vdash \vdash \vdash$	ı
1   1   2   3   2   4   4   4   4   4   4   4   4   4	367 奥尻町	f 5	見尻町議会	1	2	3				3	3	3			4		4	4	4	1		j
District    370 今金町	l d	今金町議会	1	2	3	2		4	4	4	4					4	4	4	1	$ldsymbol{oxed}$	ı	
Discription   Applied	371 せたな	间 t	またな町議会	1	2	3	1 2			2	2	2	2				4	4	4	1.	$\vdash$	ĺ
Discription   August   Augu	392 本知	7 A		4		3				4	4	3 A	3 4				4	4 A	4	1	+'	ı
District   Masking   Ma	393 黒松内	中町 昇		4						4	4	2	4				4	4	4	1		ı
Prof.   Pro	394 蘭越町	ij į	前越町議会	4				4	4	4	4	4	- 4				4	4	4	1		ı
Decomposition   Decompositi					2	2	2										4	4	4	1	<b>↓</b>	ı
Dotal part	396 真狩杯	7 3 9±+ ~				1	1										4	4		1	<b></b> '	ĺ
1   1   1   1   2   3   2   2   2   2   2   2   2   2	398 裏茂兒	erts B			2	3	2						4			1	4	4	4	2	<b></b>	i
No   House   No	399 京極町	l i	校町議会	4						4	4	4					4	4	4	1	t	i
Start   Sta	400 倶知安	b町 (		1	2		2										·			1		1
Separate			1	1	3	1													1	<b>├</b> ──-'	i	
1 OA 排車所計算会         2         2         2         2         2         2         2         4 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>+</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td> </td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>+'</td><td>ĺ</td></t<>					1	1	+													1	+'	ĺ
10   日本日曜   日							1													1	$\vdash$	ĺ
1   107   C木町   C木町   M	405 積丹町	T #															4	4	4	1		ı
1 400 余市町 余市町議会     1     2     2     2     3     3     3     2     3     4 <th>406 古平町</th> <th>ī</th> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th></th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>•</th> <th>4</th> <th>,</th> <th>1</th> <th><math>ldsymbol{oxed}</math></th> <th>ĺ</th>	406 古平町	ī		1	2		2										•	4	,	1	$ldsymbol{oxed}$	ĺ
1 609 青井川村 藤井川村 藤井川村議会     2     3     1     2     2     2     2     2     2     2     2     1       1 622 南陽町     新樹町議会     1     2     3     1     2     2     2     2     2     2     2     2       2 (金) 井江町議会会議規則     2     3     2     1     4     2     4     4     4     4     4     4       1 (金) 長井江町議会     1     2     3     2     1     4     2     2     2     2     2     2       2 (金) 日本				1																1	<b>↓</b>	ł
1 422 南根町     南根町議会     1     2     3     1     2     2     2     2     2     4 <th></th> <th></th> <th></th> <th>1 2</th> <th>2</th> <th>2</th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>·</th> <th></th> <th></th> <th>2</th> <th><b></b>'</th> <th>Ĺ</th>				1 2	2	2	2										·			2	<b></b> '	Ĺ
1 424 条井江町議会 1 2 3 2 1 4 2 4 2 2 第9全選項 議会が出席のため出席できないときは、日報を求めてあらかじめ議					2	3	1									1	•			+	<b></b>	Ĺ
1   424   奈井江町   奈井江町議会   1   2   3   2   1   4   2   4   2   2   第2条第2項   2   第3   2   1   4   4   4   4   4   4   4   4   4	H100E		の可機女	· ·	1 -	1 -	1	-	-	-	-	- 4	-	<b>奈井江町議会会議規則</b>	-		,	,	7	ť	<del>                                     </del>	ĺ
	424 奈井江	IN #	<b>於井江町議</b> 9	1	2	3	2	1	4	2	4	2	2	90 0 4 90 0 15	2		4	4	4	1		l

都市市	Ι /	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															200	
道区区府町		問12-1 議員の出産を欠席事由とし て明記した規定(産休を含 む)があるか。1~4のいず れか一つを選択してくださ い。	問12-2 問12-1で、1. を選択 問12-1で、1. を した場合 「欠席事由として明記 取得することが可 した規定しばいつ制定 されましたか。1~2 のうちいずれか一つ を選択してぐださい。	選択した場合、 能な 休暇の期間の事	以下の事田! でください。 1.明記し 2.明記し 3.明記し	た規定があ た規定はな た規定はな た規定はな	・4のつちい る いが、運用 Eく、運用 F	らの欠席事由 ずれか一つに 上認めている も認めていな 事例が無い	こしをつけ	間12-6 大、間12-5で、1、を選択した場合 サ 規則名及び鉄当部分の条文(本文)を記入してください。 焼の板 か。	·7 において、通称又は旧 使用を認めています	間12-8 間12-7で、1. を選択した場合 規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-9 男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	問12-10 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	問12-11 議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置また は提供されていますか。	問12-12 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	査時	
<ul><li>県 村 町</li><li>コ 村</li></ul>	議 会 名	1. 明配した規定がある 2. 明配した規定はないが、 適用上認めている 3. 明配した規定が無く、 適用上も認めていない 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い	1. 平成29年度以前 別点が出版。 2. 平成27年度以降 別局よりも知い。 2. 労働基準と 2. 労働基準 3. 別間よりも知い。 2. 労働基準 3. 別間の定めば 3. 別間の定めば	別限の 2. なし 3. その他 条の 別限の	配偶者		族の 家店	その 疾病	そのも	めてい 2. 明月 3. 明月 月 4. 明年 去に保	間にした規定があり、認いる。 いる。 話記した規定はないが、 上認めている。 語記した規定がなく、運 も認めていない。 間記した規定がなく、運 時間した規定がなく、通 更用した事例も判断し もない。		修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行っている。 2. 田ヶ井岡会園に関する	1. 人員及び場所の設置また は提供がされている。(臨時 のものも意と、保育に必要な場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設備または提供オス系字		ж ш п – к	そ の 他
1 425 上砂川町	上砂川町議会	4						4			4		4	4	4		1	
1 427 由仁町 1 428 長沼町	由仁町議会 長沼町議会	1	2 3	2				4			4		4	4	4		2	
1 429 栗山町	東山町議会 東山町議会	1	2 3	2				3			4		4	4	4		1	
1 430 月形町	月形町議会	i	2 3	2		2	2	2	-		4		4	4	4		2	
1 431 浦臼町	浦臼町議会	3				3	3	2	3		4		4	4	4		1	
1 432 新十津川町	新十津川町議会	2			2	2	2	. 2	2		4		4	4	4		1	
1 433 妹背牛町	妹背牛町議会	1	2 3	2		4	4	4			4		4	4	4		1	
1 434 秩父別町	秩父別町議会	4						4			4		4	4	4		1	
1 436 雨竜町	雨竜町議会	4	1 1					3			3		4	4	4		++	
1 437 北竜町	北竜町議会	<u> </u>	<u>'</u>	- '	4	7	-	4	4	沼田町議会会議規則	4		4	4	4		+	
1 438 沼田町	沼田町議会	3			2	3	3	2	1	沿田町議会会議規則第1章第2条第1項 議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に属け出なければならない。	3		4	4	4		1	
1 452 鷹橋町	底栖町議会	1	2 3	2				4			4		4	4	4		3	令和2年7月29日
1 453 東神楽町	東神楽町議会	1	2 3	2				4			4		4	4	2		₽	
1 454 当麻町	当麻町議会	1 4	2 3	2	4	2	2	2	4		4		4	4	1		+++	
1 455 比布町 1 456 受別町	比布町議会 受別町議会	1	1 2	2	4	4	4	4	4		4		3	4	4		H	
1 457 上川町	上川町議会	1	2 3	2	4	4	4	2	2		4		4	4	4		2	
1 458 東川町	東川町議会	1	2 3	2	3	3	3	2	3		2		4	4	4		2	
1 459 美瑛町	美瑛町議会	1	2 3	2	2	2	2	. 2	2		4		4	4	4		1	
1 460 上富良野町	上富良野町議会	1	2 3	2	4	4	4	4	4		4		4	4	4		3 *	令和2年7月8日
1 461 中富良野町		1	2 3	2				. 2			4		4	4	4		1	
1 462 南富良野町 1 463 占冠村	南富良野町議会 占冠村議会	1	2 3	1				4			4		4	4	4		+	
1 464 和寒町	和寒町議会	1	1 3	2		4		4			4		4	4	4		Ħ	
1 465 剣淵町	剣淵町議会	1	2 3	2		4		2			4		4	4	4		1	
1 468 下川町	下川町議会	4			4	4	4	4	4		4		4	4	4		1	
1 469 美深町	美深町議会	1	2 3	2	4	4	4	4	4		4		4	4	4		1	
1 470 音威子府村	音威子府村議会	3			3	3	3	3	3		3		4	4	4		1	
1 471 中川町	中川町議会 幌加内町議会	1	2 3	1	2	2	2 :	2	2		2		4	4	4		1	
1 472 幌加内町 1 481 増毛町	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A			4	4	2	2	4		4		4	4	4		H	
1 482 小平町	小平町議会	1	2 3	2	2	2	2	2	2		4		4	4	4		+	
1 483 苫前町	苫前町議会	1	2 3	2				. 2			4		4	4	4		1	
1 484 羽幌町	羽幌町議会	1	2 3	2	4	4	4	4	4		4		4	4	4		1	
1 485 初山別村	初山別村議会	1	2 3	2		4		2			4		4	4	4		2	
1 486 遠別町	遠別町議会	2				2		2			4		4	4	4		1	
1 487 天塩町	天塩町議会 猿払村議会	4	2 3			2		2			4		4	4	4		++	
1 512 浜頓別町	須払刊議会 浜頓別町議会	1	2 3	2				2			4		4	4	4		÷	
1 513 中頓別町	中頓別町議会	2					2				4		1	4	4		2	
1 514 枝幸町	枝幸町議会	1	2 3	2	4	4	4	2	4		4		4	4	4		1	
1 516 豊富町	豊富町議会	1	2 3	2	4	4	4	2	4		4	-	4	4	4		1	
1 517 礼文町	礼文町会議	! !	2 3	2	2	2	2	. 2	4		4		4	4	4		₽₽	
1 518 利尻町	利尻町議会	1	2 3	2 2	2	4	4	2	2		4		4	4	4		1 2	
1 520 幌延町	柯瓦苗工可識士 幌延町議会	i i	2 3	2				2			4		4	4	4		Ti-	
1 543 美視町	美铌町議会	1	2 3	2			4		4	2 当該議員は、前項の届出を行ったのも議会活動等かできること となったされ、そのを拒絶を影響を帰居出書(構式第2号)によ り選長に届け地なければならない。 3 病気による長期根妻の場合には、課長に診断書を提出するもの とする。 4 90日以上の長期欠席については、現決を議長に月に回報告す るものとする。	2		4	4	4		1	
1 544 津別町	津別町議会	1	1 3	2				4			4		4	4	4		1	
1 545 斜里町	斜里町議会	4			2	2	2	. 2	4		4	-	4	4	4		1	
1 546 清里町	清里町議会	1	2 3	2				4			4		4	4	4		₽₽	
1 547 小清水町 1 549 訓子府町	小清水町議会 訓子府町議会	1	1 3	2 2		4		2			4		4	4	4		+++	
1 550 置戸町	訓ナ府可議会 置戸町議会	1	2 3	2		4		4			4		4	4	4		+++	
1 552 佐呂間町	佐呂間町議会	1	2 1	2				3			3		4	4	4		2	
1 555 遠軽町	遠軽町議会	1	2 3	2	3	3	3	2	3		4		4	4	4		1	
1 559 湧別町	湧別町議会	1	2 3	1	2	2	2	. 2	4		4		4	4	4		μĪ	
1 560 滝上町	<b>淮上町議会</b>	1	2 3	2				4			2		4	4	4		1	
1 561 興部町	興部町議会 	1 1	2 3	2	2	2	2	2	2		4		4	4	4		+++	
1 562 西興部村 1 563 雄武町	西興部村議会 雄武町議会	1	2 3	2				4			4		4	4	4		+++	
1 564 大空町	雄武司議会 大空町議会	1	2 3	2	2	2	2	2	3	+	4		4	4	4		+++	
1 571 豊浦町	豊浦町議会	i i	2 3	2	2	2	2	. 2	2		4		4	4	4		11	
1 575 社警町	杜瞥町議会	1	1 3	2	2	2	2	2	2		4		4	4	4		1	
				-								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

都市	市	Ι.	/							市	Z E	t i	寸 議 会 の 議 員 の 両	: 援体制に関する調査	24	П	
道府明村	区		同12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1~4のいずれか一つを選択してください。	した場合 「欠席事由として明記 した規定」はいつ制定	た場合、 取得することが可能な 休業期間は、次のうち どれに当てはまります	問12-4 問12-1で、1.を 選択した場合、 休暇の期間の報 酬について、減 額の規定はあり ますか。	以下の事 てください 1. 明 2. 明 3. 明	田について1	~4のつちじ ある ないが、運り 無く、運用上	ヽすれか 用上認め こも認め	い一つにOを かている っていない	いて、ト	別2-6 前2-8で、1 を選択した場合 規則名及び独当部分の条文(本文)を記入してください。	加上・1 加上・1 加上・1 加上・1 加上・1 加上・1 加上・1 加上・1	期12-12 る数治分野の男女共同参画の たために実施していることがあ ればご記入ください。 時	÷	o f
ь к п п	村名	議会名	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 適用上記規定が無く。 3. 明記した規定が無く、 適用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも起い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出産	育児	家族の 家 介	族の	疾病 そ	の他		1. 男女用時間に関する時 1. 人員及び海豚の設置また 1. 専用の選訴が設定さ 修を行っている。 た規定はないが、 おりている。 た規定はないが、 おりている。 た規定がなく選めていない。 3. 男女用時間に関する時 (場別) 2. 担別場に必要な場所の設置した。 をからいていない。 3. 男女用時間に関する時 (場内への含ない) 2. 担別事に必要な場所の認 がいていない。 3. 男女用時間に関する時 (場内への含ない) 2. 担別事に必要な場所の認 がいていない。 は提供がなれている。 は、男女用時間に関する時 (場別) 3. 設置または提供がされている。 た規定がない。 がおしている。 4. なし。 4. なし。 4. だし、 4. そうていないる。 4. なし。	2段 コ	1	
1 578	白老町	白老町議会	4				4	4	4	4	4	4		白老町議会議員旧姓使用取扱要綱 (機能)第1年 の要綱は、日老町議会議員(以下「議員」という。) が帰郷・妻子福料で他の事由(以下「務職等」という。)によって戸 第上の先を成かた後も、引き後常領職等の間の戸籍上の氏(以下 「旧社という。)を選集 (新版・使用することに似て 4 4 (東部) 和2年 議員は、議員の承認を受けて、別表に掲げる事項を (東部) 和2年 議員は、議員の承認を受けて、別表に掲げる事項を (東西) 即2年 議員は、議員の承認を受けて、別表に掲げる事項を (東西) 即2年 議員は、議員の承認を受けて、別表に掲げる事項を (東西) 即2年 議員は、議員の承認を受けて、別表に掲げる事項を	1	1	
	厚真町	厚真町議会	1	2	3	2	1			2	2	- 1	厚真町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、日数を定め C、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	!	
1 584 1 585	洞爺湖町	洞爺湖町議会	1 4	2	3	2	4	4		4	2	4		4 4 4 4	1	-	
	安平町 むかわ町	安平町議会むかわ町議会	1	1	3	1	2					2		4 4 4 4	1	+	
1 601	日高町	日高町議会	1	2	3	1	4	4	4	4	4	4		4 4 4	1	I	_
1 602		平取町議会	1	1	3	2	2			2		2		4 4 4	1	$\perp =$	
1 604 1 607	新送町 油河町	新冠町議会 浦河町議会	4	2	3	2	4			2		4		4 4 4 4	1	+	
1 608	様似町	様似町議会	4	-		-	2	2		2		2		4 4 4 4	1	1	
1 609	えりも町	えりも町議会	1	1	3	2	3					3		4 4 4	1		
	新ひだか町	新ひだか町議会 音更町議会	1	2 2	3 2	2	2			2		2		4 4 4 4	1	_	
1 631 1 632	首更町 士幌町	首更可議会 士幌町議会	2	2	2	2	2			2		2		4 4 4	1	+	
1 633	上士幌町	上士幌町議会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2		4 2 4 4	1		
1 634	鹿追町	鹿追町議会	4				4			4		4		4 4 4	1	1	
1 635 1 636	新得町	新得町議会 清水町議会	4	2	3	3	4 2		2	2		2		4 4 4 4	1	+	
1 637		芽室町議会	1	2	3	1	2					2		4 4 4 4	1		
1 638	中札内村	中札内村議会	4				4	4	4	4	2	2		4 4 4	1		
1 639 1 641		更別村議会	4				4	4		4		4		4 4 4	1	_	
1 642		大樹町議会 広尾町議会	1	2 2	3	2	2				2	4		4 4 4 4	2	+-	
1 643	幕別町	幕別町議会	1	2	2	2	4			4		2		4 4 4	2	į.	
1 644		池田町議会	1	1	3	1						4		4 4 4	1	1	
1 645 1 646		豊頃町議会 本別町議会	1	2	3 2	2	4			4		4		4 4 4 4	1	_	
	足寄町	足寄町議会	1	2	3	2	4			4	1	4	2条町議会総合条例 欠素の協助 2条の議員は、事務のため出版できないたさは、その場由を付 25分・議員は、事務のため出版であないたされた。 1 場合は、開発中においても、機能を活動以外の用所のため了日は 足乗町を終れたを、又は海外無機をは、その資産機と「銀行技な 種類ができなくなったと認かられる場合では、その資産機と「銀行技な ができると単純されるこまったともである。	4 4 4	1	1	
1 648	勝別町	陸別町議会	4				4	4	4	4	4	4	の長期欠無については、家に現沢を福養に指告するものとする。 議局が出産のため出席であないときは、日数を定めて、あらかい の編長に欠席局を提出することができる。 ・前と項に規定する編集活動とは、不会機、委員会、又は編長が ののたる会議に出席によるとと、議員活動とは、各議員が可談に 向わる調査活動等をしたときとする。			,	
1 649		浦幌町議会	1	1	3	1	4					4		4 4 4 4	2	į l	_
1 661	釧路町	釧路町議会	1	1	3	1	2	2	2	2	2	1 (	関節可議会会議規則 欠席の届出) 記条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、 8日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2 4 4 4	1	1	
1 662	原岸町	厚岸町議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	3	e ロッcompand 名かて「全球区に指い口はないないかない。	4 4 4 4	1	+	
1 663	浜中町	浜中町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4 4 4	1		_
1 664		標茶町議会	1	2	3	2	4				2			4 4 4	2	4—	
1 665	弟子屈町 鶴居村	弟子屈町議会 鶴居村議会	4	1	1	-	4					4		4 4 4 4	1	+	
1 668		鋼店刊議会 白糠町議会	1	2	3	2	3					3		3 4 4 4	1	+	
1 691	別海町	別海町議会	1	2	3	2	4	4	2	2	2	1 1	海町議会会議規則 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付 、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 、議員が出生のため出席できないときは、日数を決めて、あらかじ		1	ı	
1 600	中標津町	中標津町議会	1	2	3	2	4	4	4		2	4	b議長に欠席届を提出することができる。	4 4 4		+	
1 693	標準町	中標準町議会 標津町議会	1	2	3	2	4			4		4		4 4 4 4 4 4 4 A	1	+	
	羅臼町	毎日町議会	1	1	3	2	4					4		4 4 4 4	2	_	